

反障害通信

21. 5. 18

107号

「障害者権利条約」は「使える」のか？

条約はどのようにして作られるのか？

以前、障害関係裁判、支援のネットワークを作ろうという思いももって、裁判の傍聴をしているときに、「障害者福祉」関係の裁判で、「障害者」側が、条約や国際人権規約の条文を使って、政府批判の準備書面・弁論をしていくと、政府はその条約の別の条文を使って反論していくということがありました。何のことがわからないので少し踏み込んで書き置きますが、国際人権規約の「漸進的」という条項です。これは、もともと、条約を成立させるために、多くの国の賛同を得る必要があり、財政的に厳しい国もあるから、そういう場合は、「漸進的」に進めていけば良い、という条項を入れたという一般的な解釈があるのです。それを、経済的に「先進国」の日本が使うのはおかしいとなるのですが、政府はそういう解釈はしません。それで、こちら側の弁護士さんで、若手の弁護士さんが、「国によって解釈が変わるなんて、そんなものは条約ではない」と怒っていました。

ですが、そもそも、いろんな解釈ができるように、曖昧にする文を挟み込んでいく国があります。そのひとつが日本でした。「サラマンカ宣言」「標準規則」で、その指摘をしてくれる学者のひとがいました。

そして、「漸進的」条項がまさに、そのようなことの一つとしてあり、国際人権規約だけでなく、今回問題にしている「障害者権利条約」にもしっかりと書き込まれています。これはその条約を無にするリセット条項ではないかとさえわたしは思っています。

そして、各国で協議し条約を作り、署名し、一定の国が批准する条約は発効して、その国が批准すると、その条約に沿ってちゃんと履行しているかどうかの政府レポートを一定年で提出しなければならず、またその国のNGO（非政府組織）がカウンターレポートなどを提出し、その条約に関わる人権委員会が調査し、ちゃんと履行していないと勧告などを出します。

そこで、ひとつの問題があります。議定書を調印・批准していないと強制力がないのです。日本は、人権に関しての条約はことごとく、この議定書を調印・批准していないという話です。一体日本はいくつ勧告をだされ、無視続けているのでしょうか？

そして、日本の前首相は、女性の地位が世界156カ国中120位というデータなのに、平気で「女性活躍社会」という、しかも中味のない選挙スローガンを出せる「人権後進国」なのです。

「障害者権利条約」の作られた背景

もちろん、条約はひとつの問題——被差別事項で運動があり、条約を作れというNGOの運動があり、そして、その世界的連帯の中で、国を動かし、国連を動かしてきました。

この「障害者権利条約」でも、そのような中で動いていた様子が、いろいろ報告されてきました。最も遅くなった人権条約と言われる「障害者権利条約」は、それまでの反差別運動の成果もあって、国によっては政府の委員の中に「障害者」が入っていたり、アドバイザーとして臨席していたり、各国のNGOがオブザーバーとして参加していたりしています。長瀬さんが『福祉労働』という雑誌で、いろいろ報告文を書いていたし、長瀬修／東俊裕／川島聡『障害者の権利条約と日本—概要と展望』生活書院 2008」という本でも成立過程が書かれています。ただ、最初から国とその連合である国連では、福祉を抑え込もうという動きもあります。そのようなせめぎ合いの中で、条約は作られていきます。そういう意味では、妥協の産物としての条約ということであり、「漸進的」条項はまさにその負の側面が色濃く出ています。そして、「必要な援助」という言葉が、「合理的配慮」という言葉に変わったのも、そのようなことの一環です。

さて、もう一つ書いておきますが、そもそも権利条約の議論が始まったのは（それ以前の障害規定 ICIDH が因果論になっていると批判して、新しい改訂作業が始まっていたのは）、丁度イギリス発の「障害の社会モデル」において（後に、それは第一世代と規定されているのですが）、第二世代の批判が始まり、その出口がとらえられなくなっているときです。また、第一世代の思想がマルクスの思想の影響があると言われていたなかで、ソ連邦の崩壊が進み、マルクス葬送の言説も出ていました。一方で、「アメリカ障害者差別禁止法」が制定されました。そういう中で、「障害者権利条約」は障害の規定をしないままに、結局後に、「アメリカの「障害の社会モデル」」といわれる内容で、障害規定されてしまったのです。それは、「障害者」という語が、英語の disabled people でなくて、米語の persons with disabilities が、英米語として権利条約で採用されたことに端的に現れています。で、障害学関係で出された訳語が、「障害のあるひと」となったのは、まさに、この with の訳語になっているのです。イギリス障害学のオリバーが個人モデル批判としての「社会モデル」で障害概念を反転させて、「社会がもっている障害」と突き出したことを知っているひとは、「「社会モデル」を取り込もうとした条約」と言っていた流れからして、その訳語に仰天したのです。だから、障害の規定もしない、「社会モデル」の整理も深化もなしえない中に、理論の混乱のなかで、「障害者権利条約」は理論の整理なき現実主義として作られたのです。そういう意味で、まさに基礎なき「砂上の楼閣」的条約だったのです。

「障害者権利条約」のキー概念の「合理的配慮」の持つ意味

さて、「合理的配慮」ということばについては、わたしが以前書いて雑誌に載せてもらった文がありますので、その中から一項「合理的配慮」とは何か」を引用しておきます。（註1）一部冒頭の文と重複しています。

「長瀬修／東俊裕／川島聡『障害者の権利条約と日本—概要と展望』生活書院 2008 から「障害者の権利条約」を読む」（『福祉労働 121 特集:障害者権利条約と障害者雇用』現代書館 2008 巻末投稿文）

「合理的配慮」とは何か

(イ)「合理的配慮」の原語 reasonable accommodation の曖昧さ

この条約のキーとなる言葉は reasonable accommodation のようです。この言葉を更に

「合理的配慮」と訳し、それを画期的なことだとして使っていこうという動きが「障害者運動」サイドからもでていますが、分けが分かりません。

第6章教育の章で権利条約成立過程で議論され条文が変更されていく過程がかなり詳しく書かれています。「・・・「障害のある人に適切な支援を与える」が「障害のある人に対して合理的配慮が行なわれることを確保する」に修正された。後者は、EUが第3回特別委員会以来、提案していたもので、この段階で反映された。IDCは「支援」の提供を求めた議長草案を支持し、「合理的配慮」への修正に反対の立場を取った。「合理的配慮」はこの条文を弱め、教育の場での支援の提供をする義務から締結国を逃れられるための口実を与えてしまったのである。「合理的配慮」には「負担」との釣り合いが関係するためと考えられる。」(151P) (IDC (国際障害コーカス) は日本障害フォーラムが加入している団体です。)

このあたりは「障害者自立支援法」の議論の中でも、「わたしたちを殺す気か」という「障害者」側の叫びに対して、「持続可能な制度」ということで、法案が通ってきたことに類比できます。そもそも福祉の要求をしていくと「お金がない」ということでごまかされるのですが、イラクへの自衛隊派兵の際、お金があるかどうかなどという議論がされてはいません。そして、今回も株価下落の中で「バラマキ」と言われる予算を捻出しようとしています。そもそもこの国は福祉ということをちゃんと考えていないだけ、そもそも「国とは何か」ということまで含んだ議論も必要となっています。それをなぜ、「お金がない」とか、「過度の負担をかけないように」とか、「合理的」という言葉でごまかされていくのでしょうか？

そのことはわたしの中では第1章の「こうして採用された「新しい概念」が、本条約を解釈し、実施する際に決定的に重要な意義を有することは言うまでもない。もちろん「新しい概念」だけに、その具体的意味内容には、今後の条約実行を通じて次第に明らかにされる「灰色の部分」が多分に残されてることに留意しなければならない。」(16P)につながっていきます。残されているというより、むしろ意識的に「灰色」として作ったということの方が妥当な表現だと思いますが、・・・。

条約の成立可能性というところで、経済的に貧しくて福祉的なことが進んでいない国のことを考えてこの言葉が、導入されたようです。確かに、福祉的なことがほとんど何もない国において、理念的なことをまず確立しなければならないとも言えますし、そこにおいてともかく、必要だということは理解し得ます。

ですが、実際にこのような条文が日本においてはどのように働いているのでしょうか？「合理的配慮」との関係で、わたしの中でリンクしたのは「障害者」関係裁判での、国際人権規約の社会権規約を巡る攻防です。国際人権規約は在日外国人無年金裁判で、2条2項の「国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位によるいかなる差別もなしに行使されることを保障することを約束する」という条文を国籍で差別してはならないという内容としてとらえ、訴訟を起こした側が使っていたのですが、国側はその人権規約社会権規約の2条1項の「各締結国は権利の完全な実現を漸進的に達成するために、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、・・・」とした条文の「漸進的に」を持ち出していました。判決でも立法・行政の裁量権の問題として敗訴判決(国の勝訴判決)を出し

ています。「漸進的に達成」ということばは、そもそも「福祉の財源がない国」を考慮して入れられたという経緯があるし、国際法でそう解釈されているのですが、日本政府は勝手に解釈して、裁判所は裁量権ということで追認し、敗訴判決を出しています。で、権利条約にもほとんど変わらない条文が入っているのです。4条2項です。この条文と‘合理的配慮’という文言で、権利条約も日本の裁判では国際人権規約と同じ扱われ方をしてしまう恐れが大きいと、言わざるを得ません。

在日外国人無年金裁判のなかで、弁護士さんか条約が国ごとにいろんな解釈がなされるのなら、条約の意味を成さないということで準備書面を書き、国の姿勢を告発していました。ですが、この権利条約の成立過程でなされている議論を見ていると、むしろ、条約は国ごとの勝手な判断がなしうるように曖昧な表現で作っているものだとしか読み取れないのです（この人権規約の改訂が、どうして成り立つのか、どうしても理解不可能なのですが、・・・）。そういう意味ではまさに条約は使えないものになってしまうのです。確かに理念だけでも突き出す意味がある場合があるのですが、・・・。

この「合理的配慮」というごまかしの言葉が画期的だともちあげるひがいるのか、わたしにはわからないのです。

(ロ)「合理的配慮」という訳語の問題

さて、**reasonable accommodation** の「合理的配慮」という訳語の問題です。

以前から使われている訳語ではないかと推測しています。しかも、政府訳の中の訳語として。

それをまだ「障害の社会モデル」など出てこない段階で、運動サイドでも使っていたということではないかと思えます。ただ、括弧(「 」)をつけて使っているひが多々いるので、違和を感じているけど、公式文書として出ていることとして使っていたのかもしれない。

まず、「配慮」の方が分かりやすいと思えますのでこちらから。

わたしは「障害者」関係裁判にかかわってきたのですが、その中でも特に福祉をめぐる裁判になると最後に憲法論争としていきつくのは「恩恵としての福祉か権利としての福祉か」ということです。もちろん、「障害者」サイドは「権利としての福祉」を突き出していくわけですが。ほとんどこの憲法論争で(むしろその論争の入り口で拒否され)最高裁の判決では負けている現実があります。で、この‘配慮’という言葉はまさに「恩恵としての福祉」という流れで出されている言葉ではないかと思うのです。それをなぜ、「権利としての福祉」なり、「人権」ということを突き出しているひとたちがそのまま使っていくのか分からないのです。権利や、義務というところから‘配慮’などという言葉がでてくるのでしょうか？英語の分からないわたしはつい辞書を引くのですが、**accommodation** を辞書でひくといろんな訳語に並んで、‘調整’という言葉があり、「障害者」サイドからするとこれが一番、さしつかえがないのではと思うのです。

で、もうひとつの‘合理的’という言葉の方です。「労働」の章に **reasonable** を‘妥当な’と訳している語をわざわざ‘合理的’に統一したという話がでてきます(182P注(10))。統一するなら、きちんと議論して‘合理的’という言葉のほうを消すべきではないでしょうか？ また ADA 法では **reasonable accommodation** を「必要な配慮」と訳している例

も出されています。

この‘合理的’という言葉は、明治維新のころに「近代合理主義」の理念とともに、入ってきた言葉の訳語ではないかと考えたりしています。そして、そもそも近代合理主義批判はいろんなところでなされてきました。そして日本においてはあの60年後半からの教育学園闘争の中で、教育の再編が近代合理主義の理念のなかでなされていると批判していましたし、労働運動において「反合理化闘争」という言葉を突き出して、闘っていた歴史があったのではないのでしょうか？

わたしは反合理化ということの中に、労働運動と「障害者運動」の結びつきがあったのではないかと思います。このあたりは、反合理化と反発達という論理の結びつきを、そこから連帯していく可能性を感じています。

わたしは「社会モデル」を採用していくとき、今起きている事態、格差の拡大の中で、まさに生活自体が保障されない事態が拡大している状況、最後のセフティ・ネットワークとしての生活保護もちゃんと機能していない事態の中で、餓死者も出てくる状況を押さえるとき、障害概念の拡大の中で幅広い反障害運動が今必要なのではないかと思います。

(以上引用終わり)

「合理的配慮」は、誤訳？

さて、引用した上記の文を投稿したときに、これは誤訳ではないかと考え、実際にどのような訳語を当てるかを考えていました。そして「意義ある調整」というような訳語を当ててみたりしました。ですが、「調整」という語は別に adaptations の訳語として使われています。さて、引用した本のなかに、編集著者の長瀬さんが権利条約のたたき台として出されていたバンコク草案について書いていることがあります。「すべての障害者の教育についての権利を認めた第1項は、おおむね、社会権規約第13条1項に基づいたものである。第2項で注目されるのは、自らの地域社会内でインクルーシブ教育を受ける権利と、必要な支援を受ける権利が認められていることである。この時点では、「合理的配慮」という言葉は使われていない。……」139Pとあります。この条約は「障害者の権利条約」ですから、この「必要な支援」ということでいいはずなのです。ところが、冒頭にも、そして引用文にも書きましたが、条約とは妥協の産物ということで、各国の福祉を制御することが働きます。「合理的」という言葉に、「過重な負担」をかけないという解釈を書き加えているのです。これは先に書いた「漸進的」条項と同じ内容を、本文の各条項へ書き込んだという意味をもっています。そもそも何が「過重」なのでしょう？ そして、日本の民主主義における三権分立は、司法が行政・立法の裁量権を尊重するというところにおいて、ほとんど機能していません。これは言葉を代えれば、福祉が権利としての福祉として機能しないで、行政・立法の裁量に任せられる、ということは福祉が(司法が擁護する)権利として機能しないで、裁量すなわち「恩恵としての福祉」になってしまうということの意味してしまいます。だからこそ、恩恵としての福祉としての概念、「配慮」という言葉が出て来てしまうのです。

そもそも、各国の多くの国の憲法に、「基本的人権」という文言やその理念が入っているかと思うのですが、「基本的人権」というのは、例えばお金がないから守れないということですむ話なのでしょう？ そもそも福祉とは何か、という議論を抜きにして、他の処で

は議論もなくお金を使うのに、福祉では「持続可能な制度」（「自立支援法」のときの文言）ということで、福祉の削減がまかり通るのです。

わたしたちはどうして、こんなごまかしの政治に惑わされてきたのでしょうか？

「合理的配慮」という文言を過去の運動から照射する

わたしが、「合理的配慮」という言葉を見たとき、そして「障害者運動」サイドがその言葉を受け入れて、しかも使っていこうという動きが出ているのを見て、過去の「障害者運動」の先人たちは、どう思うだろうかということを考えてみました。

障害学で立岩障害学と言える切り開きを見せている立岩真也さんは「日本には、障害者文化と言えることが二つある。青い芝の活動と、ろう文化(註2)だ」というようなことを書いていました。文化に素養がなく、かつ文化主義批判をしているわたしですが、それに加えて、全国「精神病」者集団の、吉田おさみさんの『“狂気”からの反撃』(新泉社1981)や、自らの受ける差別が社会防衛や国家の防衛の中で出ていたからこそ、それらに対峙し、大阪拘置所内で殺された、鈴木国男さんの、そのラジカルさ(根源性)を想起していました。青い芝の、横塚さんや横田さんは、根源的なとらえ返しを繰り返し提起し、そして自らの内にもある「健全者幻想」を撃つ実践を行っていました。60年代までの運動は、親や教育者や施設の職員などという周りのひとの活動が主で、なおかつ、「愛される障害者」像という役割期待の中で役割遂行を担わされていたのです。そこから、そのことを全く真逆な反転したような活動が出てきたのです。つい、この間東京オリンピック組織委員会の森前会長が「わきまえる女性」発言をして、性差別を告発するフェミニズム的な「#わきまえない女」がSNSで拡散されました。そもそも、反差別運動には、「わきまえる」ひとたちを、アンクルトムとか「奴隷根性」とかいうことで批判してきたのです。フェミニズムは反障害運動の先達なのですが、「障害者運動」にも「わきまえない」運動が起きてきたのです。その「わきまえない」運動からすると、「合理的配慮」という言葉をどう受けとめたのでしょうか？ しかも、それを積極的に使っていこうという動きをどうとらえるのでしょうか？

「障害者権利条約」は「使える」のか？

さて、具体的にどうしていくのかということで、いろいろな方法を模索していくひとが出てきます。権力を握っている政権与党を頼るということも当然に出てくる発想です。しかし、そもそも自民党の福祉政策は、いろんなひとがいるにせよ、最大公約数的には、「かわいそうなひとを助けてあげる」という、「恩恵としての福祉」に切り詰めてきたのです。「かわいそう」にしてきたのは自分たちの政治なのに、本末転倒した構図が生み出されるのです。そもそも福祉総体の予算を切り捨て・頭打ちにしてきた政治だったのです。

先にあげた「合理的配慮」という言葉には、そのような意味も持たされているのです。

さて、わたしは日本の「障害者運動」は、かつては、ラジカルさをもっていた運動が、いつの間にか風化し、81年の「国際障害者年」やアメリカの自立生活運動の輸入(そもそも日本にも自立生活運動があったのですが)を契機にして、外圧に頼る運動になってきています。その現在的な象徴が、この権利条約を軸にして「障害者運動」を進めようということであり、そのなかで、「合理的配慮」という言葉も使おうとする動きにもなっています。ですが、「配慮」という言葉を使っていたら、差別の構造から抜け出せません。また、「恩恵としての福祉」という陥穽にはまります。それでは、逆に差別を再生産していくことにな

ります。

誤解のないように書いておきますが、過去の運動を全面的に賛美しているわけではないのです。その運動が感性的な事に走り、きちんと理論化し、蓄積できる運動になっていなかったという側面の故に、風化も起きているのです。ですが、整理しきれないこそ、アンチとしての鋭さがあり、アンチのままにしては混乱していくという側面はあるにせよ、アンチとしての鋭さを汲みとって、ジーンテーゼとして展開していく必要性を感じています。

もうひとつ、外圧ということでは運動が進んでこなかったということを書くと、ナショナリズム的なことに陥ってしまいます。わたしは、語学的な障害をもってはいませんが、インターナショナリズムを唱えています。ですが、そもそも、「障害の社会モデル」もその本国のイギリスで整理されてきているという情報をもっていません(語学の苦手なわたしが情報を得ていないだけかもしれませんが)。とにかく、整理されているということが広がってきていません。結局、できるひとができることをやっていくしかないのです。

そういうところで、条約を使うのは、条約を使っていくことでの弊害も押さえつつ、国内外の法体系の中の矛盾を曝露するという意味で、その矛盾をついていくということを主眼にしつつ、条約に頼らない自分たちの運動を進めるというところでの、そのような使い方になるのではないのでしょうか？ 妥協の産物として作られたという側面の条約にバラ色の夢などないのです。そういうことを押さえた上での運動です。

「お前は何をやってきたのか」とわたしは自らに問います。わたしはマージナルパーソンだからこそ、障害とは何かということ問い、理論的整理の道に踏み込んで行ったのです。

だからこそ、きちんとした理論的深化に取り組みたいと思っています。

今、「障害の社会モデル」をめぐる混乱を整理し、「社会モデル」を止揚した関係モデルを宣揚する「障害関係論原論序説」を書こうと構想を進めています。またそのことは、障害問題にと留まらない「反差別原論序説」という形での展開になっていくのです。

これもひとつの反差別闘争なのです。

(み)

(『反障害原論』への補説的断章(34)としても)(註3)

(註)

1 「長瀬修／東俊裕／川島聡『障害者の権利条約と日本ー概要と展望』生活書院2008から「障害者の権利条約」を読む」(『福祉労働121 特集:障害者権利条約と障害者雇用』現代書館2008 巻末投稿文)の校正原稿全文を期間限定(5月末)で、アップしておきます。

<http://www.taica.info/fukushi121.pdf>

2 わたしの「ろう文化宣言」との対話は

<http://www.taica.info/taiwa.html>

3 『反障害原論』への補説的断章の一連の原稿は、

<https://hiro3ads6.wixsite.com/adsshr-3/c>

ダウンロードできないで、読めない原稿が出ています。そのときは、各原稿の最後に「反障害通信」の号数をふってあるので、「反障害通信」のところからアクセスしてください。

<http://www.taica.info/kh.html>

読書メモ

いよいよ、ローザ・ルクセンブルクの最後の本です。これは、性愛的なことを含んで、きわめて感性的なことが多く、感性的なことは評論することではなく感じるということだという側面があります。ですから、メモにしにくいことがあります。一方で、極めて感情的なことも含めて、ローザが、自分のまとまらぬままの意見も書いているところで、ローザの理論の道行きもとらえられる貴重な資料になっています。ちゃんとメモを残すところなのですが、むしろ備忘録的な側面が強くなり、しかもまとめきれず、本に直接に書き込むに留めてしまいました。最後に、また「(追記)」で、ローザ論をまとめる作業をしています参照ください。

たわしの読書メモ・・ブログ 555

・ローザ・ルクセンブルク／伊藤成彦・米川一夫・阪東宏訳『ローザ・ルクセンブルク ヨギヘスへの手紙 第1～4巻』河出書房新社 1976-77

ローザ・ルクセンブルクの学習 20～23 冊目です。これで、ローザ学習は一段落です。

ローザは「手紙魔」とでもいうべく、いろんな手紙を出しています。そして、手紙は読みやすく、またそのなかでローザの感性のようなことを出しているのも、手紙からローザに入るひとが多いようです。わたしも今回のローザ学習シリーズを二つの手紙から始めました。「たわしの読書メモ・・ブログ 538 ・ローザ・ルクセンブルク／川口浩・松井圭子訳『ローザ・ルクセンブルクの手紙』岩波書店(岩波文庫)1932」と「たわしの読書メモ・・ブログ 539 ・ローザ・ルクセンブルク／秋元寿恵夫訳『ローザ・ルクセンブルク 獄中からの手紙』岩波書店(岩波文庫)1982」です。前者は、「カウツキー夫妻」宛、後者は、ローザが死ぬ間際でかなり行動を共にしていた同志カール・リープクネヒトの連れ合いのゾフィ宛の手紙です。そして、その手紙のなかで一番膨大な量なのは、この四巻本（原書は三巻）の「ヨギヘス」あての手紙です。

わたしは今回は、ローザ学習の一応の最後だったので、最初からこの四巻本を三つの目的をもって読もうとしていました。ひとつは、ローザがヨギヘスとの関係に示される、内包する、性差別的なことフェミニズム的なことをどうとらえていたのかということです。二つ目は、運動的なこと、ローザは民衆の運動の自然発生性に依拠する運動を進めようとしていて、そこでの運動の展開ということを現実的にどうすすめるようとしていたのかということ、この書簡のなかでとらえ返せないかということ。そして、三つ目に、ローザの理論的な試行錯誤を含めた、理論の道行きをこの書簡の中からとらえ返すこと。

その問題意識に沿って、この本には書簡番号がふってあるので、その番号のところに、わたしの問題意識に沿ってどのような内容なのかを、鉛筆で書き込みしていきました。

すなわち一番目の内容のあるところは a、二番目ところは b、三番目の内容があるところは c、として書き込みをし、特に留意すべきところは、㉑、㉒、㉓と丸囲い文字で書き込んでいます。今回も、切り抜きメモを残すのですが、それは丸囲い文字のところだけ。

さて、何のことかわからない文になっていると思いますので、若干の補足説明をしておきます。

まず、a に関わることから。これはわたしにとっては対象化のむずかしいことで、フェミ

ニズムの実践家たちからのとらえ返しに期待したいのですが、自ら対象化できないとしたままではすまされないことで、あえて、簡単な表題にすぎないようなコメントを残します。

ローザは 1918-19 年のドイツ革命のなかで、以前はローザ自身がドイツ社会民主党の中でいたのですが、ドイツ社会民主党は議会での議席を増やす中で変節し、その主流派（右派）が政権の中に入り、その下で動いていた右翼の民兵的組織によって拉致され虐殺されました。そのとき一緒にいたのがカール・リープクネヒトで、二人はアジテーターとして有名です。二人はドイツ革命のなかで、ペアで語られることもあったのですが、二人の間には恋愛的・性愛的関係はなかったようで、ローザの当初の恋愛的・性愛的パートナーはヨギヘスだったのです。ですが、その恋愛的・性愛的パートナー関係は破綻し、ローザは一時、ヨギヘスにストーカー的なことを感じていて、一時的には、距離を置こうとしていたようなのですが、そこから、革命闘争のパートナーとして関係を築き直したのです。

次に b。そもそも、ローザとヨギヘスとの間には分業のようなことがありました。その分業は、①ローザがドイツを軸に、ヨギヘスがポーランドを軸にということ、②ローザが演説と理論、ヨギヘスが運動と組織化（そしてローザの理論化のヒントを与える）、③ローザがきめ細かい働きかけ、ヨギヘスがリーダーシップをとった運動の推進。勿論、こういう分業の成立のなかで、その分業故の弊害のようなこともあったのですが、とにかく、そういうところで、互いに支え合っただけの運動だったようです。これが b。この書簡は 1914 年で切れています。ですから、運動ということでは、一番肝心のところでの叙述はありません。ですが、これは他の手紙や、ローザの機関紙原稿で追えること、この書簡は「革命運動序章の日記」とも言える内容になっています。

そして c として、この書は、最初性愛的パートナーとしてあったところで、赤裸々に感情と率直な意見ぶつけ合い、そしてエスプリの効いたユーモアをもった辛辣な批判をなす中で、ローザの書や他のひとへの手紙には出ない、まとまりきらぬままの理論的な試行錯誤をぶつけています。それゆえにローザの理論的な道行きがとらえられるのです。その端的な例をあげておきます。わたしは、ローザも「政治とは権力の行使である」というようなことを書いていると、「通信」の巻頭言の文章の中に書いたのですが、ローザは、政治への忌避のようなことを書いているのです。階級社会の政治は「政治とは権力の行使である」と押さえて、そのことの批判のなかでの自らの政治、政治を否定する政治を推進しようとしているということだと、少なくともそのようなことがローザのなかにはあったのだと押さえ直しています。その他、レーニンがローザ批判として「ローザ・ルクセンブルクはポーランド独立問題で誤りをおかし、一九〇三年にはメンシェヴィズムの評価で誤りをおかし、資本蓄積論の理論で誤りをおかし、一九一四年七月には、プレハーノフ、ヴァンデルヴェルデ、カウツキーその他とともに、ボルシェヴィキとメンシェヴィキの統合を擁護するという誤りをおかし、一九一八年に獄中の著作で誤りをおかした（ただし、彼女自身出獄後、一九一八年の終りか一九一九年の初めにかけて自分の誤りの大半を訂正した。）」（「政論家の覚え書」、一九二二年二月末、『レーニン全集』第十三巻、大月書店）ということへの真偽を問題にし、反論を示しうるだろうとも考えています。これに関しては、わたしのとりわけの問題意識「なぜ、ローザ・ルクセンブルクは、個別差別を取りあげなかったのか？」という表題をつけて、「(追記)」として最後に文を書き置きます。

さて、今回は切り抜きメモは最小限に留めて、各巻で a、b、c と内容的に押さえたことで、特に留意する ㉔、㉕、㉖ のところを簡単な内容把握を記すだけに留め、書簡番号をあげて、簡単な内容項目を記します。とりわけ肝心な処だけ切り抜きを残します。

それでは具体的なメモに入ります。

「1 巻」

序文 (編者フェリクス・ティフの文)・・・これだけは切り抜きを多用します。しかし、ほとんど前半のところだけ。後半は、本文の中に書かれていることや、伝記を含んだ歴史に関わること。よくまとまった歴史になっているので、関心を持たれる方は読んでください。

「それゆえに、この書簡集は、ポーランドならびに国際労働運動の第一級の人物であり、また当時のもっともすぐれた婦人 (ママ) の一人、もっともすぐれた思想家、活動家の一人であって、その作品が、当時、同時代人の間でそうであったと同様に、今日なお人びとの情熱をかきたて、研究者や政治家たちの間に論争をまきおこす人物の自伝——この主のものとして、また事実や心理記述のゆたかさにおいて唯一の個人的・政治的自伝なのである。」9-10P・・・この書簡の大切さ

「ローザ・ルクセンブルクのある種の見解、とりわけ民族問題での誤った理論が、他どの国の労働運動にもまして、ポーランドの労働運動に否定的な結果をもたらしたのは事実である。」14P・・・「民族問題でのローザの誤り」の編者の指摘。具体的なローザがもたらした「否定的な結果」とは、何を示しているのか、確かにリスアニアの自治を認めないなど論理的に一貫性がないというようなことがあったにせよ、編者はレーニンの民族自決権とローザの自治論との議論で、レーニンに引きずられているのでは？

「一八九二年パリでポーランド語で発行された、五月一日 (メーデー) に関する宣伝パンフにはじまって、一九一九年一月に、彼女の死の数日前に、「秩序がベルリンを支配する」という表題の下に書かれた有名な論説に終るローザ・ルクセンブルクの著作は、時代の諸問題を実に豊富にふくんでいるので、歴史家も、経済学者、哲学者、社会思想史研究家、政治活動家もそれぞれに、この女性活動家にして思想家 (「イデオログ」のルビ) の作品の中に、貴重な資料を見出すことができるのである。」15P・・・理論・著作活動のはじめとおわり、「貴重な資料」

「ここに発表される書簡からは、意図されたものではないが、書簡の筆者の実に繊細な心理的自画像が自ずから浮かび上がってくるのであって、その文学的価値は、まさしくよい文学のあらゆる愛好者を楽しませることであろう。」16P・・・「心理的自画像」

「おそらく、この書簡集の全体は、なにがしかの程度、この偉大な女性活動家の姿の“素顔をあらわにする”こととなり、しばしば複雑な感情をよびおこすことであろう。しかし、同時に、結局のところそれが、このすぐれた革命家の像を普通の人間の基準によって示すことになるであろう。」16-7P・・・素顔

「研究者にとっては、この書簡集を読むことは、きわめて本質的な認識上の幕 (「とぼり」のルビ) を開くことになるだろう。というのは、この書簡集は、ポーランドやドイツやロシアの労働運動に関する、また第二インターナショナルの現実に関する知識にとって不可欠の原資料であり、わたしたちの判断と考察にとって、他のいかなる資料にも見ることで

ないような事実や材料を提供しているからである。というのは、この書簡集は、たいてい、公式資料にはほとんど影をとどめていない、そしてほとんど一度も印刷されたこともない政党内部の生活や事件の領域に関連しているからであって、まさにこれらの事件の知識が、政治的グループの行動のメカニズムを理解する上でどれほど大きな意味をもっているかは、歴史家たちのよく知るところである。」17P・・・運動論的などころからのとらえ返しの問題としての「資料」

「きわめて個人的な要素と政治的な要素のこのような驚くべき結合は、書簡の受取人が書簡の筆者ときわめて親密な個人的絆で結ばれていたばかりでなく、共同の闘争によっても結ばれていた人物であった、という例外的な事情のなかではじめて起こりえたものである。つまり、書簡の受取人〔ヨギヘス〕はもっとも身近かな同志であり、彼女の企画や政治的イニシアティブの共同創造者であり、彼女の政治的伝記の事実上の共同創作者だったのである。」17P・・・「縦糸」を対的な感情、「横糸」を運動的つながりとした織物のような活動

「それはたんに書簡の筆者と受取人の間の感情的緊張の力の大きさ、つまりかくも大きな感情のエネルギーを生みだした“落差”によるばかりでなく、前述したような、いかなる構え（「ポーズ」のルビ）からも、政治的もしくは道徳的な習慣を顧慮する必要性からも解き放たれた自然な正直さによるのである。」18P・・・赤裸々な、そしてエスプリのきいた感情のぶつけあい

「当時の社会主義運動に関する知識の百科全書をなしている。」19P

「しかしながら、書簡に述べられている多くの見解が、もっとも親しい人びととの文通にしばしばあるように、手短な印象や、その時どきの意見であるということをたえず考慮しておかなければならない。それらは書簡の受取人とすでにたびたび議論されていた事柄であり、また見解を等しくしている事柄であって、ただ新たな観察を何かちよっとつけ加えるといった事柄なのである。このためにまた、それらはしばしば意識的にいくぶん戯画化された印象ともなる。したがって、ティシカ宛の書簡にみられるローザ・ルクセンブルクの多くの見解を彼女の完全な見解とみなすことはできない。・・・しかし、同時にそれがまたここに刊行する書簡集の大きな価値でもある。というのは、歴史に残っている人物たちとの接触や、ポーランドならびに国際的な運動にとってももっとも本質的な事柄を決定した状況との接触からもたらされたローザ・ルクセンブルクの観察の直接的な成果が、彼女の個人的・政治的に比類なく敏感なプリズムを通して、直接、“生々しく”伝えられているからである。」19-20P・・・公式見解としてあるわけではなく、途中のまとまりきれたままに、吐くことは、逆にそのなかに、理論的深化の糸口になることもありうること。

「ローザ・ルクセンブルクのL・ヨギヘス＝ティシカ宛の書簡は、明らかに、いわば六つの基本的部分から構成されている。現存する書簡の基本的な部分をなすのは——一八九三～九六年にパリからスイスに宛てて書かれた約四〇通、L・ヨギヘスがまだスイスに滞在し、ローザがすでにベルリンに移住していた一八九八年五月～一九〇〇年八月の間に書かれた約二八〇通、ヨギヘスがアルジェリアに三ヶ月間（一九〇一年一二月～一九〇二年三月）滞在した間にベルリンから送られた約一〇〇通、一九〇五年四月～一〇月にクラクツとワルシャワのティシカに宛てて送られた一〇〇通以上、そして最後に、一九〇七～一九

一四年に書かれた約一五〇通であって、ここにさらに、主として同じ町の中——ベルリン——の一地域から他の地域に宛てて書かれた手紙をもつけ加えておこう。その他に、かなり短い一連の書簡と、ローザ・ルクセンブルクがさまざまな会議や集会や講演などのための数日間の旅行期間中に書いた一通ずつの書簡がある。」20-1P・・・書簡の構成

「これらの書簡自身が——たしかに完全なものではないが——この人物〔ローザ・ルクセンブルク〕のために書かれた最良の本よりもさらに魅力的な伝記となっているのである。」

21P

シャルル・ラパポールの描いたヨギヘス像「L・ヨギヘスは、ヴィルノにおいてもっとも活動的な革命家の一人であった。……しかし、ヴィルノの革命的サークルサークルの中では、その極端に潜行した行動と、傲慢な態度のために人気はなかった。……強い意志をそなえ、賢い人であったが、しかし我儘で強情な人であり、全情熱を傾けて革命活動に献身し、実際すぐれた秘密活動家であった。密輸業者たちとの接触をよく組織し、国境を通るすべての秘密の密輸網をすばらしくよく知っていた。自閉的であったが、実際には外見ほど気むずかしくも、近づきがたいほどでもなく、好むときには非常にユーモラスに振舞うことも知っていた。実際、彼の冗談はいつでも辛辣で、毒をふくんでいた」25P・・・ローザのヨギヘスへの手紙の辛辣さは、ヨギヘスの辛辣さへの相互性の応答から来ているのかもしれない。

註(13)45-46P・・・アクセリロートのヨギヘスへの回想・・・ロマンティストのユニークな孤高の「有能な」地下活動家

一八九三年

一八九四年

15④⑥・・・ちゃんと返事を書かないこと、コミュニケーションをとらないことへの批判
20 ④⑥・・・出版物の費用や自分の「浪費」のことなど、なぜ笑わないのかという問いかけ
A④ b⑥「わたしは全部あなたのものですもの。」93P(・・・「一体化」の希求?)、
「自立という言葉は、考え方の混乱をまねき、しかも表向きはごく一般的にしか使えないだけにますます混乱をまねくので、いま使うことは有害でしかないでしょう。だから、この言葉はある時期まで取っておく必要があると思います。」95P(・・・なぜ自治論を展開したのか?)、「わたしは意を決して、簡単明瞭に、説明抜きで、われわれのスローガン——それは憲法だ、と書いたのです。」95P
21④ b・・・「わたしはあなたとの再会を夢みています。それがわたしの唯一の幸せ。」96P(・・・ローザには後に現れるように、きっぱりと「自立」するようなことがあり、額面通りとらえられないのですが、・・・以下同じ)
23④ b・・・「あなたのもとに行きたい。もうこれ以上がまんできない。」98P
25④⑥
「もちろんこの連中は驚ではなくて、たんなる驚鳥です。でも、どんな場合でも、かれらは「票群 (シユティムフイー) のルビ」をなすのであり、それはわたしたちには必要なものです。」106P(・・・身内的な手紙で出てくること)、「なぜならわたしのすべてはあなたのもので、わたしはがあなたとともに生き、あなたによって、またあなたのために働いていることをあなたはご存知でしょうから」106P(・・・以下、恋愛的・性愛的なことの文の引用は、特に同じ内容の場合は略)

一八九五年

30 b ㉔「この号を出せば、ちょうど「イギリスにおける労働者階級の状態」の中でエンゲルスが引いた手紙のように、全世界に強い印象をあたえることでしょう。これは全世界にセンセーションをまき起こします。」115P・・・労働者のおかれている現状とそれに対する怒りのようなことを表しています。これが自然発生性の依拠の理論へつながっているのではと思いました。

31 a ㉔「そして、帰ったら、あなたがヒーヒーいうほど手厳しくあなたの性根を叩き直してやります。見てらっしゃい！ 徹底的に恐怖政治（「テロリズム」のルビ）を行ないます。」119-20P・・・ローザの冗談、こういう「わるい」冗談が言えるほどの親密さ

32 a ㉔・・・しゃれた文 33 a ㉔「わたしはこの号を労働者大衆を事実即して忠実に反映するものに編集しました。・・・・・・広範な大衆の素朴な不満や考えを率直に現わしたもので、その他の中には、政府や検閲や社会主義や組合に関する意見がそここちにちりばめてあります——短い数行の中に。・・・・・・労働者の生活からの恐るべき事実が山とあります。すべての記事が、生活と真実とまことの姿の息吹に満ちています。・・・・・・これはわたしの考えでは、イデオロギー的な観点から見てもっともすぐれた記事です。わたしは一語も書き加えなかったのよ！・・・・・・この号はきっとこの内容によってインテリに強烈に印象をあたえ、われわれの関係がどんなに幅広いかを知らせて感心させることでしょう。一方労働者たちにとっては、きっとこれはもっともすぐれた煽動力のある号の一つとしていつまでも価値を失わないことでしょう。」131-2P・・・民衆の自然性的な意識のとらえ返し

一八九六年

41 a ㉔「わたしが成功して、公的な場所にできればるほど、あなたの自尊心と猜疑心のためにわたしたちの関係は悪くなることでしょう。・・・・・・——わたしは前者（運動から身をひく）を選びます。」150-1P・・・現実にはありえなかったこと。

一八九七年

46 a ㉔・・・文学的

一八九八年

51 a ㉔ 54 a ㉔・・・綿密な情況報告と確認の作業 56 a ㉔「アウアーのところにはイーレル（女性運動の「指導者」）と一緒にいけ、とは、ジョオジョ、あなたは何とつまらないことを考えたものでしょう。吹き出したくなるほど。もちろんわたしはアウアーに、最初の機会にははっきり言っておきました——<わたしは婦人運動とは何の関係もありません>と。これは明らかにかれの承認をえたようです。」207-8P・・・くくられる事への反発と批判はあるにせよ？

60 a ㉔・・・冷めてしまった「甘えん坊」恋愛ドラマ 姉の弟に対する姿勢のようなこと 214P 64 a ㉔・・・感性と理論的提起、ヨギヘスの「指令」

72 a ㉔・・・なだめ、冗談、計画と主導性、理論家としての自己評価 234P 113 a ㉔・・・註(1)ヨギヘスの否定的見解に対するローザの応答、ザクセン労働新聞の編集長辞任←ヨギヘスが最初から反対していた読みの正しさ 294P

書簡全体を通じた赤裸々な本音トーク、相手を立てて、時には冗談めかしてけちよんけちよんに批判するという手法（ヨギヘスは「指令」、ローザはいろんな指示）手のひらに乗せてあやつるような・・・博士論文をめぐる衝突、意見を訊くけど、その意見を時にはけ

ちよんけちよんに批判する、親しい間だからこそ、そういう批判の仕方ができる？

「2巻」

一八九九年

133b⑥「まずいことは、あなたも知っているように、農業問題についてはわたしはまだ何も考えてなく、そのために批評の視点をもっていないこと。」11P・・・農業問題の弱さをローザは、その後どこまで克服し得たのか？ 136b⑥・・・世界情勢の分析とその共有化 139⑥ b「亭主がのろまなんだから。だから自分で天才的な思想を考えださなければ。」・・・おそらく、ヨギヘスの冗談的辛辣さに合わせた応答。 140⑥⑦「あなたのロシア革命に対する態度はすべてわたしに奇妙で不愉快です。結局、自分自身はそれよりもましなことはなにもしないくせに、なにもかも批判し、なにごとにも不平を言うということは無意味だと言わざるをえません。」25P「だってあなたは原則として、かつてあなたに声をかけてきたすべての者を嘲弄し、あなた自身が言っていたように、“唾と頬打ち”で迎えたのだから。それでかれらが一体どんな方法であなたに声をかけられるというの？」26P「ここ数年来あなたが頑固に取り続けてきたこの態度をさらに続けることは、あなたにはまったくありうべからざることです。」27P・・・ヨギヘスの運動への姿勢への批判 142⑥「ブランキズムに関しては、今日までまだ何もわからない唯一のテーマ。」・・・ローザはマルクスの流れからアナーキズムを批判していたけれど、かなりその近さをもっていました。農業問題とともに、その対象化をその後どこまでなしえたのかという問題がここにもあるのです。 153⑥ b「(それからその上に、もしかしたら可愛い、ほんとに可愛いあかちゃんは何に許されないことかしら？・・・ああ、ジョオジョ、わたしは赤ちゃんは絶対に持てないのかしら?!)」 161⑥ b「あなたはわたしが判断を求めたたった一人の人だし、事柄に通じているたった一人の人なのだから」73P 168⑥「七人半の人間だけでやってきたわたしたちのポーランド＝ロシアの芝居小屋で通用したあなたの方法を百万の党に通用する方法に変えなさい、とわたしはあなたにすでに何度も書こうと思ったのです。あなたのやり方は何もかも押し（「シーベン」のルビ）の一手で、誰を説得し、かれをせき立て、もう一人に元気をつける等々。わたし自身もつい最近K・K [カウツキー] とベーベルを訪ねるまではこの方法でやってきました。でも今は、それじゃ駄目（「ムンピッツ」のルビ）だとわかった。小手先では何もできません。まず自分の仕事をしなくては、それには学問が必要です（「ダス・イスト・ディ・ガンツェ・ヴィツセンシャフト」のルビ）。それに舞台裏の策動（「ドラートツイーエライ」のルビ）は役に立ちません！ とにかく皆に自由に喋らせる（「ラス・ジー・ドツホ・シーデン」のルビ）こと。」89P 174⑥⑦「かれらと接触する度ごとにかれらの汚らしさ鼻につき、かれらの性格の弱さやいやらしさ等々が目につくので、大急ぎでわたしの鼠穴に逃げ帰るのです。」96P「でも、もちろんハノーヴァで事がうまく行った途端に、かれ（ベーベル）もK・Kもすぐに冷淡になって、わたしをくテーブルから遠ざけようとするのです。」97P・・・ヨギヘスと何でもはなせる関係、党内の人間関係——切り捨てられる予感 176⑥「しかも、わたしは自分の仕事を批判に限定するつもりは全然なく、それどころか個人をではなく、運動全体を積極的に押しすすめて（「シーベン」のルビ）、われわれの仕事全体、宣伝活動

や実践活動そのものをも再検討して新しい道を目指し示し（その道が見出されることは疑いなし）、旧習（「シュレンドリアン」のルビ）との闘いをすすめる等々、一言でいえば、運動にたえず活力をあたえることをやりたいと思っているのです……残念ながらわたしの参加が遅すぎた先の州議会選挙の問題は、党を強力に指導できるような人物が一人もいないことを示しています。でもこういう問題はこれからもまだ、年に百回も起こることでしょう。現に関税問題、対外政策の問題、産業別労働組合の問題——とあなたは三つの手つかずの問題（「エンバチャートイツウーグラ」のルビ）を取りあげたでしょう。次は古い形式にこり固まってしまっていてほとんどもう誰も動かさないような口頭や文書の宣伝全般に新しい方向を与え、党の新聞や集会やパンフレットに全般的に新しい生命を吹き込むことです。……というのは、ポーランド＝ドイツでのすべての革命的実践活動を通してわたしが到達した最高の原則（「スプレマ・ラチオ」のルビ）は、周囲や他人を気にせずつねに自分自身に忠実であれ、ということなのだから。だからわたしはドイツの運動のなかでも、ポーランドの運動のなかでも、同様に理想主義者だし、こんごも理想主義者であり続けたいと思っているのです。……自分が持っている限りの自分自身の“才能”に頼る以外は、いかなる手段に頼る必要もないわけです。」103-4P……運動論的なこと 205⑥……クラーラ評 P⑥……父の介助 Q⑥……父の介助・続き 235⑥ b 「わたしたちはどうしていつも同じことを考えるのか、何だか不思議ね。……あなたの意見はほとんどすべて、わたし自身が考えていたことと同じです。わたしの見るところでは、よい論文になりそうです。」……ヨギヘスとの共振 256⑥ b 「かれらはベルリンのポーランド人とは資金を与える以外には、何の関係ももっていないことがわかりました。……かれらにとって大事なことは、明らかにわたしを選挙の際やその他一般的に、時々グールヌイ・シロンスクに行かせることで、……」191P……ポーランドの運動に対するSPDの関わり方、ローザはドイツに着いてすぐから選挙の応援演説にかり出され、重宝がられたのです。 257⑥……ローザの利用 T⑥「夕食の際に、ベーベルがわたしにむかって直接（テーブルの向こう側から）大声でよびかけてきました。なぜわたしが婦人運動ではなにもしないのか！ と。この問題では何もできないし、何もわからないからだ、とわたしが言うと、かれは大変な驚きようみせ（冗談なのか真面目なのかわからない）、こうしめくくりました——くわれわれがそのことをハノーヴァでしっていたらなあ！>（これはつまり、わたしをやっつけてやったのに、ということ）……」196P……「婦人運動」をめぐるかわし？（参照、たわしの読書メモ……ブログ 547 ・J. P. ネットル／諫山正・川崎賢・宮島直機・湯浅起男・米川紀夫訳『ローザ・ルクセンブルク 上・下』河出書房新社 1974-5 「ローザは演説の中で労働者民衆に呼びかけるときに「父親」ということばを使い、ベーベルから「母親ではないのか」というヤジを受けたりしています。」） 259⑥ b ……一方通行的ローザのヨギヘスへの思い 260⑥ b ……前に続く一方通行的 V a ⑥ ……SPDのひとたちとの交流 261⑥ ……ローザはブルジョア出版物の性差別的な戯画の対象になっていました。 265⑥ b c 「わたしの親愛なるあなた、どうかお願いだから、あなたの手紙に下線を引かないで。この強情な下線を見ただけでもう神経が痛むから。言葉の下に引かれた太い傍線で頭をどやされてはじめて書かれた事柄の重要性理解するようなバカ（ママ）によって全世

界ができていなんて考えないでください。」217P・・・ヨギヘスのこれみよがしの指摘へのいらだちと辛辣な批判? 270 a ㊦・・・KKとの蜜月

一九〇〇年

275㊦「こうしたうちとけた話しあいは、わたしのためにも、事業のためにも、大衆集会より、ずっと有益でした。」234P・・・民衆との打ち解けた話しあいの意義 277㊦註(1)・・・

ヴィルヘルム・リープクネヒトの党内における（なかんづく、ローザに対する）性差別の指摘 279㊦・・・ヨギヘスの説教癖(教訓) 290㊦・・・ポーランドの国内運動

との連結のきざし 298㊦・・・離別の一時的決意（ローザの切り替え的予感）

299㊦㊦・・・続き、これからの運動 300㊦ b・・・「自立」的動き（元々あった?）、
「浮気」問題? 306 a b ㊦註(3)「民族問題における見解の相違が、R・ローザ・ル

クセンブルクをして、SDKP i Lの国内組織の再建という困難な課題をみずからに課したグループの思想上の方針に、嫌厭の念をもって対されることになった・・・・・・」283P・・・

民族問題での現地とのローザの齟齬 307 a ㊦ c「PPSにわたしが入党したことは、

わたしの人生において並はずれて重要な行動だったのと同時に、これまでわたしがなし、

また、これからさき、なすであろう行為のうちでも、もっとも愚かな行為だったという、

結論に達せざるをえませんでした。」284P」・・・判断の誤りと自批 324㊦㊦・・・一

体化の希求、LV（ライプチヒ民衆新聞）との決別

「3巻」

一九〇一年

一九〇二年

359 a ㊦註(1)・・・「ヴジェーシニャ事件」ドイツ人教員によるポーランド人子どもへの体罰という形での民族差別 361 a ㊦「まったく、議員連中の痴呆（ママ）症状もきわま

れりというところでは。この言葉の正真正銘の意味でもって（「ヴィー・エス・イム・ブツへ・シュテート」のルビ。）」42P・・・「精神障害者」差別 380㊦・・・フェミニズム

的課題をめぐる講演の後での交流会の話、女性が妊娠して仕事をする事への議論へのローザのコメント 394 b ㊦「かれ（メーリング）は、四巻目にある、ポーランド問題に

ついてのマルクスの草稿をわたしに見せてくれたのです。むろんのこと、PPSがとびあ

がって喜びそうなことばかり書いてあるやつです。そのことで、きょう、わたしは、こ

うした見解がどんなに古めかしいものかということ、とつくりと説明してやったのです。」120P・・・マルクスのポーランド論（批判）

一九〇三年

一九〇四年

一九〇五年

457 b ㊦「ただ心配なのは、マルクスと対立するわれわれの立場をあまりにも強調しすぎている点ですが、この心配も、わたしに言わせれば、とりこし苦勞でしょう。このことでは、それこそまったくだれ一人として、おぞけをふるったりするものなどあるわけがありませんし、それに、全体としてみれば、結局のところ、マルキシズムの勝利の歌なのですからね。また、率直な「修正意見」は、わが国の青年をむしろいっそう魅惑する結果にな

るのではないのでしょうか。」189-90P・・・マルクスを教条化しない批判としてのマルクスの継承 459⑥註(1)「アドルフ・ヴァルススキの筆による」アジ文のスローガンを(ローザは)「時期尚早のものと見た。」194P 註(4)「檄文の配布」や、「情勢の楽観的に判断している」ことをローザが、「はねあがり」とみなしていた」195P 496⑥「それに、忘れてもらっては困るのですが、すべての人に「すべて」がわかるようにすることなど、とてもではない、できない相談なのですからね!……」255-6P・・・ローザの実践志向のスタイル 507⑥註(1)・・・ブントとの交渉における譲歩しすぎるとの批判と、ヨギヘスの独断的活動での党内衝突 511⑥「つぎ、かれはエアフルト綱領を種本にしており、そこには何故か欠落している婦人のための諸要求その他が書かれていません。」279P・・・ローザにもフェミニズムの個別的とらえ返しはなかったわけではない。524⑥b・・・恋愛的・性愛的関係での不和 534⑥・・・フォアヴェルツ編集部をめぐる策動、締め出しと抵抗、「親愛なるラコフスキー!」302P ベーベルのローザの男名での呼びかけ文・・・カウツキーも使っていた。「男並(対等)」に活動するということでのローザの評価 543⑥註(8)・・・パルヴスのミソ(ゴーゴリーの戯曲の著作権料の「パルヴスの浪費」をめぐる衝突)でのローザとの相談 546⑥・・・ベーベル、カウツキーとの衝突の前徴 547b⑥「武装蜂起を準備する」とはどういうことなのか、の部分では意図的に記述しました。さもないとわれわれはレーニンの露払い(「シルトクナツペン」のルビ)のように見られるおそれがあるから。かれは武装蜂起を国会(「ドゥーマ」のルビ)参加に対立させ、その対立が武装にほかならないと理解している。こういうわけだ、わたしとしてはこのくだりをあなたが決議文に採り入れたことに抵抗を感じました。決議文はそのためいく分“ボリシェヴィキ的”色合い(「フェルブング」のルビ)を帯びますから。」127P(註(2)も参照)・・・レーニン武装蜂起論との対峙 548⑥「カール[カウツキー]は国会(「ドゥーマ」のルビ)の件でひっくり返ってしまった(「グリエントリヒ・ウムゲファレン」のルビ)。」329P・・・カウツキーとの対立 549⑥⑥⑥「昨夜、妙なきっかけで母や父のさいごの手紙やアンジャとユージョ(ローザの兄たち)の当時の手紙の入った文箱をとりだし、それらを読み、涙が涸れるほど泣きました。そしてもう眼が醒めなければいいと切に願いながら寝たの。とりわけ(「インスベゾンドレ」のルビ)憎たらしく思ったのは、すべて“政治”なるものです。……………昨日はすんでのところ、呪われた“政治”の全体(「ゴットフェアダムテ・ポリティーク」のルビ)、というよりむしろわたしたちが営んでいる血なまぐさい“政治”生活のまね事(「パロディア」のルビ)をひと思いに投げ棄て、世界に向けて口笛を吹き鳴らす(「ウント・ブツアイフェ・アウツ・ディー・ガンツェ・ヴェルト」のルビ)ことにしようと決心するところでした。政治とは愚かなバールの勤行のようなもので、人間的存在全体が自分自身の硬化——馬にたとえれば精神の鼻疽病——という犠牲に向かって突進することに外なりません。もしわたしが神を信じていれば、神はこの苦業のためにわたしたちをきびしく罰すると確信することでしょう。」(追伸で、ポチョムキンの水兵の婚約者の誤認識による「後追い」自死事件)331P・・・ローザの感性と政治批判の政治 554⑥「あなたの指摘については徹底的に考えましたが、そのうちのひとつ、つまり民族文化への考慮だけを自治の論拠にすることにわたしたちとしては同意できない、という点はおおいに正当だと認めます。ここでもわたしたちに

とって第一義的なのは、あなたがあいまいに「経済的分散性」と言っているものではなく、階級闘争およびその「地域的」性格（資本の分散化（「デツエントリザイツァ・カピタウ」のルビ））の強化です。……わたしたちは階級闘争の党であって、「歴史的諸権利」の党などではない。」339-40P「全体の基礎として第一にすべての特権の廃止、すべての民族集団の同権をおき、その細目、系としてのみ自治を認めるのがわたしの考えです。それこそ自治にかんするPPS等々の立場とわたしたち[SDKPiL]の立場を区別する核心です。わたしたちにとっては諸民族の一般的、連帯的利益＝国家全体のなかのプロレタリアートの利益こそ出発点であり、連中にとってはわたしたち[ポーランド人の]分離性が出発点なのです。」「PPSのような地方割拠的な党派ではなく、全国的党派（「オブシチゴスダルストヴェンノイ」のルビ）の一分枝であり、したがってわたしたちの綱領はその各項目の基礎に全[国的]（「オブシチゴスダルストヴェンヌイ」のルビ）性格を堅持すべきことをお忘れなく。この鋭い思想のひらめき（「ドウルヒ・ディーゼ・シューラークリヒテル」のルビ）であなたもおめざめ？ ハッ？」340P「わたしの考えでは、「ロシア国家に移住するすべての民族の市民権の同権、および民族的言語、文化、学校の自由の保障、ポーランドとリスアニアの国家的自治」です。」341P……差別という処から階級概念のとらえ返しの必要性 555⑥「ですが、そのためにはポーランドとロシアの新聞を読みあさり、世間で何が起きているかに精通し（「オー・クーラン」のルビ）党の仕事と接触（「フューリング」のルビ）を保っていないければだめです。さもないと、何を書いても生彩のないきまり文句の屑を吐き出すだけで、「的を射る（「インス・シュヴァルツェ・トレツフェン」のルビ）」わけにいかない。しかも現代は党の積極的な見解を煽動の形で論述（「イズラガーチ」のルビ）すれば住む時代ではありません、いまはひとつひとつの問題が党派闘争の対象です。……どうやってわたしにこれができます？」344P……文自体はやっている時間がないがないという話ですが、内容的に党派闘争のイデオロギー的せめぎあいと必要性の話 556⑥……ラーデクへのきめ細かい対応の提起

3巻の時は、一緒に生活し始めたころで、それでも、ヨギヘスが兄弟の看病でアルジェリアにいるときとか、ロシア領ポーランドに潜入して動いていたときの書簡のやりとりです。ローザは、「親愛なるジョオジョ」とか、文末の「あなたのわたし」とか、「抱擁」とか書いていたのです。この後、二人がポーランドに潜入して一緒に動いていたときに一緒に逮捕され、その後、釈放の後、ふたりの恋愛的・性愛的パートナーの関係は解消されたのです。ローザは、きっぱりと転換しています。それで、運動的なことをめぐって資料の共有化などで、完全にきれないのですが、そこで、ローザはヨギヘスの行動にストーカー的なことを感じている時期があります。

ローザやその仲間たちは、休暇旅行や避暑にでかけています。差し迫った事態に至るまでは、インテリゲンチヤとしての「中産階級」な生活をしていて、ローザのような実力があれば左翼文筆業で生活ができる状況があったようです。

「4巻」

一九〇八年

一九〇九年

591 b ㊦註(5) アドルフ・ヴァルスキが自らの論文のなかで「ローザ・ルクセンブルクが「民族問題と自治」と題して『P S』に連載した論文は、実は完結しなかった。「著者にとって、歴代のツァーリ国家における民族問題、ないし諸民族の問題に関する、みずから納得のゆく解決のためには、あきらかに何かはまだ不足していた」からである。」44P・・・ローザの論難 603 b ㊦「無政府主義なるものはルンペン・プロレタリアートのイデオロギーであることは、わたしの記憶によれば、すでにプレハーノフがドイツ語小冊子のなかで述べています。・・・・・・ある理論なり政策なりの評価には、それを誰が考えついたのか、はまるで関係のないことですし、・・・・・・」56P 604 b ㊦「自治に関する仕事のプランは次のとおり。これまでの部分は中央の権能に属すべき領域に関して、その根拠を論じました。これからは自治的権能の根拠を論ずることになる。後者が欠かせないのは、さもないと、中央議会の権能を広範に究明したあと、地方議会には何ひとつ残らないのではないか、われわれの“自治”なるものはほらにすぎないのだ、という印象を与えることになるからです。そこで、われわれの自治要求に具体的な内容を与えるためにも、わたしは自治の積極的内容を具体的に展開するつもりです。それゆえ学校制度については二度記述しなければなりません。まず一般的な基盤は全国家的であるべきことを論証し、つぎに、諸原則の執行と適用は自治的であるべきことを明らかにする、というふうにする。」61P(・・・自治の中身)。ボクダーノフとの接触 62P・・・レーニンのマッハ主義・ボクダーノフ批判も、マッハ主義のとらえ返しの中で再検討(マッハの物理学は量子論への架け橋で、関係論的とらえ返しへの過渡的な物理学版) 613㊦ b 註(4)「R・ルクセンブルクは当時、ティシカに人称形で言及することを避け、非人称形で書くのがふつうであった。」74P・・・非人称形の呼び方——ヨギヘスが居る場所などで表す(705㊦で変化) 621㊦・・・ヨギヘスの「ストーカの行為」に対するローザの指弾

一九一〇年

644㊦註(1)・・・ロシアの党派間闘争での資金問題 646㊦註(2)・・・ロシアの党的紛争 650㊦・・・ローザの甥「カチンの森」で死去 651㊦註(4)(5)・・・カウツキーとの分岐、大衆ストライキをめぐる 652㊦・・・ヨギヘスとの秘密の共有化進行、連携して動く 704㊦註(1)・・・ローザの民衆を沸き立たせる演説 707㊦「どうやら編集部どのは紙面の単調さは注意して避けるべきであり、読者というものは惹きつけるべきもので、脅迫してはならないということをまるで気になさらないようです。」160P・・・編集のあり方 728㊦註(1)・・・テロ・武力の行使の問題(日本の問題との類似)→688で「追放など考える余地がない」といっていたことの撤回的なこと

一九一一年

766㊦註(8)・・・モロッコ問題でのSPD指導部との論争 777㊦註(1)・・・指導部批判を封じ込めようとする編集部との衝突・せめぎあい 782㊦註(1)・・・民衆の熱気

一九一二年

792㊦註(2)「きのうレーニンが訪れ、きょうまでにもう四回も会いました。彼と話すのは楽しいです。・・・・・・」(コスチャ・ツェトキン宛の手紙) 224P・・・レーニンとの

共鳴 794⑥註(3)「ただしこれは当時の彼女を悩ませていた政治不安、すなわち選挙での社会民主党の大勝利が、党内の日和見主義的傾向、議会主義の幻想、彼女の表現によれば“議会主義クレチン病 (ママ)”の強化をもたらさないかという不安の間接的表現であった。」225P・・・議会主義批判と分裂問題、「通達」

798⑥・・・きめ細かい対応 806⑥註(3) (・・・メーリングの合流)、註(7)(8)スパイ問題 809⑥・・・SDKP i Lのロシアの党の対立問題に関する見解

一九一三年

851⑥註(9)・・・ローザとカウツキーの対立の本格化 869⑥・・・「親愛なる方」の復活(ただし複数形)・・・性愛的関係の解消から、ほぼ書簡のやりとりのない時期を経て、同士の関係としてかなり共鳴しながら動いていく関係を再構築

一九一四年

一応ここで書簡は終わっています。この後ローザは獄中にあり、検閲との関係もあって、ヨギヘス宛の手紙は出していないようです。一九一八年のドイツ革命の最中で釈放されます。書簡は「革命序説」というところで終わっています。ドイツ革命の最中での文は、機関紙などに書いた文を『ローザ選集』から読み取れます。

いくつかの押さえきれなかったことを書き置きます。

ローザはクララの息子コンスタンティーン(他の本では、ローザの新しい恋人と書いているところもあります。ただし、引用している文面の範囲内では、そのような気配は出てきません)との手紙のやりとり、この本の中で註として引用していて、かなりの分量にもなっています。

ローザはロシアの党の統一にこだわり、レーニンがボルシェヴィキとしての核的な純化を進めようとした。レーニンの方針は、結局党独裁の布石になったのではないのでしょうか? ただし、レーニンの路線でしかロシア革命は遂行されなかったであろうということで、当初レーニン組織論を批判していたトロツキーが、メンシェヴィキの方に入り、独自のグループを作り「暗躍」し(ローザはこれに不快感をもっていたようです)、レーニンと対立していたのにレーニン(ボルシェヴィキ)に合流したのは、まさにこの思いに至ったからではと、わたしは推測しています。また、すでに順を追って切り抜きの中で書いているのですが、ローザはレーニンの批判をしつつ、ボルシェヴィキとメンシェヴィキの間で、ドイツの修正主義批判の流れから、ボルシェヴィキよりだったのですが、レーニンは、ローザも含むロシア社会民主党の統一を働きかけを盛んに批判しています。そしてSDKP i L(ポーランド王国・リシアニア社会民主党)の内部分裂のさいには、ローザとヨギヘスと対立していたグループを応援したりもしています。しかし、ローザは、レーニンの理論をいろんな側面から批判しつつも、レーニンとかなり共鳴しています。ローザ評論の中で出てくるレーニンのローザ批判の妥当性は、根源的にとらえかえしていくと、何も残っていないと思うのですが、ローザがマルクスの流れのなかの武装蜂起——権力奪取——プロ独論を維持している限り、その路線での革命の勝利の可能性を追求していく限り、ローザも限りなくレーニンに接近していくしかなかったのだと押さえています。

ローザは、この書簡に度々出てくるパルヴスとかなり接触していて、トロツキーともと

もに永続革命論を共有化していたのですが、パヴルスは、そのインパクトを与えた革新的論攷のなかでも、結局右傾化していったのですが、パヴルスとの接触や働きかけ合いのようなことがこの書簡の中でかなり出てきます。

また、レーニンが『唯物論と経験批判論』のなかでロシアのマッハ主義者として批判していたボクダーノフとの接点とかも出てきます。レーニンのマッハ主義批判では、廣松さんが指摘する物理学における相対性理論に与えたマッハの影響ということからとらえかえしていくと、実体主義批判としての社会分析が活かせなくなっているということもあります。そういうところでのマッハの理論の意味を、レーニンは押さえていないところで、レーニン理論の硬直化としてあらわれてたのではないかと思います。それでもレーニンは現実的政治で臨機応變的に対処していったのですが、それは結局歪曲されていく革命の道筋もレーニンの理論のなかにあったのだとも思います。

さて、以前「政治とは権力の行使である」ということをローザも言っていたと書いていたのですが、ローザは一方で政治そのもの、権力の行使を批判することも書いています。政治を否定する政治となるのです。マルクスの流れから出発した者としてのプロ独論なり、武装蜂起論なり、階級闘争への従属という政治主義がでているのですが、それを深化してとらえ返す作業が必要になっています。このあたりは、反差別というところからのとらえ返しが必要になっています。これは追記でちょっとまとめてみます。

その他、ラデークの金銭の着服問題など、ほとんど表に出ていないドイツ革命やロシア革命の裏面史がこの書簡のなかで明らかになっていました。

全体を通して、かなり細かい編者の註がついていて、本文より註が多いくらいで、理解するのに役立ちました。人物索引はあるのですが、ひとの名前が覚えられないわたしとしては、トロツキーの『ロシア革命史』のような、人名辞典のような人物索引が欲しかったのですが、自分でそういうものも作りながら、ローザ学習を深めていけたらと思ったりもしていたのですが、とてもそんなことは果たせそうにはありません。最後にまた追記を残します。

(追記)「なぜ、ローザ・ルクセンブルクは、個別差別を取りあげなかったのか？」

わたしはこの問いかけをローザ学習のなかで持ち続けていました。

その答えのようなことが、ローザのこのヨギヘスへの手紙のなかで、ローザの試行錯誤の思いも込めた赤裸々な文の中で、それなりにとらえられてきました。

レーニンとローザの民族問題をめぐる論争

レーニンの有名なローザ批判のひとつは、民族自決権をめぐる論争としてありました。反差別を進めようとするひとたちの多くにとって、この民族自決権論争では、レーニンが正しくローザの誤りが指摘されてきました。ですが、レーニンの中央集権制においては、階級闘争に従属する民族解放闘争となり、それはレーニン自身が書いていることですし、ローザが指摘しているように中央集権制と民族自決権は矛盾します。アンチノミーに陥るのです。実際に、ロシア革命で、食料の調達というところで、ウクライナに中央軍を侵攻させたことや、ブレスト＝リトフスク条約の締結というドイツに各地域を切り離して譲渡するという、民族自決権という概念からしてありえないことをやりました。自決権という

ことが、単に民族差別による分断による階級支配を阻止するためのお題目となっていたことを示しています。民族自決権は虚構である、というより、そもそも民族概念自体がひとつの物象化された概念にすぎないこととしてあったのです。レーニンは、スターリンの民族政策で、そしてその専制的支配の徴候をとらえ危機感をもち最後の闘争を試みましたが、結局敗北してスターリンの粛正体制を生み出すのを阻止しえませんでした。ですが、そもそもレーニンの自決権自体が虚構としてあることを、スターリンは実行しただけというようにしかわたしにはとらえられません。今日それは、自決権をめぐる破綻の例示としてユダヤ人の自決権としてのイスラエル建国とシオニズムという他の民族の抑圧状況の創出として端的に現れています。それは、歴史的に差別されてきた民族としてのユダヤ人が、差別されるのはいやだということから、すべての差別を排する反差別運動として展開するのではなく、差別されるのはいやだけど、差別するのは良い、差別する側になりたいというところに陥ったのです。それは民族というところでは被差別集団としてあったとしても、階層的にはかなり差別する側にあるとか、インテリゲンチヤ的にむしろ相対的に優位な層としてあったところで、反差別を総体的根源的にとらえられないところから生じた問題でもあったのです。

レーニンの自決権とローザの自治論

さて、レーニンの民族自決権にローザは反対したと言われますが、単に反対したのではなく、民族自治論として展開したのです。では、自決権と自治論とではどう違うのでしょうか？ このあたりローザもすっきりと整理し得ているようには思えません。この本の中でも、書簡 591 のアドルフ・ヴァルスキの言葉として残っています。わたしは、それはローザの反戦とインターナショナリズムの思想を国家主義批判として展開するところで押さええるのではないかと思います。これは、レーニン国家論のとらえ返しの中でも出てくることです。レーニンは、マルクス／エンゲルス（以下「マル・エン」）の『ドイツイデオロギー』を、まだ遺稿が整理されないなかで読んでいず、その中での国家＝共同幻想規定を知らなかった、そこでレーニン国家論の著『国家と革命』の中でも、軍事的・官僚的統治機構としての国家＝暴力装置という側面のみが展開されることになっているという批判が出ています。実は、わたしはレーニン学習の過程で、マル・エンの書簡集のなかに、国家の共同幻想規定があり、それをレーニンが引用しているので、まったく知らなかったわけではないと押さえています。しかし、それを自らの国家論のなかに組み込んでいません。マル・エンにしても、その後の階級闘争の状況分析の本のなかで、武装蜂起——権力奪取——プロ独論として展開していた流れがあり、まさにそこからレーニンの革命論が出て来ているのです（最晩年にエンゲルスが議会主義に陥ったかのような側面もあるのですが、これに関してはローザがドイツ社会民主党右派のエンゲルスの政治利用と編集改編批判として取りあげています）。ローザは、マル・エンの理論を教条主義的にとらえず、マルクスの『資本論』第二巻の拡大再生産表式の批判に踏み込んでいます。ただ、国家論に関することは、マル・エンを踏襲しています。これは、マル・エンがアナーキズムとの論争とせめぎ合いのなかで、自らの共産主義論を展開していったことから、国家主義批判に踏み込むとアナーキズムに陥るとのことでの、「踏みとどまり」があったのではないかと、わたしは押さえています。このあたりのもう一段のとらえ返しが必要になっています。それが

ローザの陥ったアポリアから解決の途を探っていく作業になるのではないかと思います。

従属論の誤り

レーニンは、差別は（それは当時は民族問題と性差別の問題でしかなかったのですが）、「階級支配の手段」とか、「階級支配の道具」としてとらえていました。実は、ローザも同じようなことを書いています。そこでは、階級闘争に従属する反差別運動というようになります。また、逆から照射すると反差別運動は階級闘争の手段となり、そこから個別反差別運動の階級闘争への政治利用のようなことも生み出されてきました。また一方で、個別差別ということは分断をもたらすやっかいな問題として対象化をさけるということも起きていました。そして階級闘争一元論での前衛党論のなかで、個別差別に関しては、前衛党は前衛ではなく、せいぜい後衛で、ときには反対側の差別抑圧する側に立っていることさえ生み出されていたのです。

そこで問題になっているのは、階級という概念自体をとらえ返す作業であり、そもそも階級も差別の問題のひとつであるという押さえをすることです。

そもそも階級とは何か。

そもそも階級という概念は、私有財産制による生産手段の所有からの排除と、分業による知的資源の資本主義的占有からの排除と労働能力の個人への内自有化から来る位階（ヒエラルヒー）として押さええます。今日「障害者運動」のなかで、優生思想や能力主義批判の中で、この労働（能）力をマルクス『資本論』を物象化という観点から読み解く中で、物象化批判としてとらえ直す作業が出てきています。「労働能力」ということもひとつの差別の問題であり、このことで作られるヒエラルヒーを差別として批判していくことが、資本主義社会の根源的な差別、唯一のマジョリティの差別の問題なのです。

問題は、階級問題をマルクスの流れからは、ブルジョアジーとプロレタリアートの敵対的矛盾とその解決として切り詰めたことから発します。階級なり位階（ヒエラルヒー）ということでの社会の矛盾がとらえられなくなり、単純化したところでプロ独論が出てしまうのです。そもそも他の差別がとらえられなくなってしまうのです。

今日のサヴァルタン論なり、「マルチチュード」という概念からすると、プロ独論などというのは、過去の遺物でしかないのです。

階級概念を認識論的に掘り下げる

さて、階級の物象化の問題を、わたしがその独自の物象化論として展開している廣松物象化論からとらえ返す作業をしておきます。廣松さんは物象化批判、すなわち実体主義批判をするために「函数連関」という概念を突き出しています。函数と変数の関係の関係は、「 $f(x,y,z)$ という函数は、 x,y,z という変数からなりたっている」という定式で表せます。この時、個別差別を x,y,z として押さえ、 $f(x,y,z)$ を関係性の総体なり、差別の構造（変動する「構造」、実体主義的にとらえない「構造」）というところで押さえることとなります。

階級問題に個別差別が従属するというということは、変数を固定数＝定数として実体化することになってしまっていて、関係性総体を狭義の階級に置き換えてしまっていることからきています。だから「階級闘争に勝利することによって、個別差別も解決する」という構図がうまれてしまっています。狭義の階級概念というのは、生産手段の私的所有すなわち、生産手段の所有からの排除(共有の否定)をもたらす格差を指します。これによるヒエ

ラルヒー＝位階が生じます。ここで、押さえねばならないのは、位階＝ヒエラルヒーはさまざまな差別においても存在するという事です。そのひとつとして、労賃の格差となつてあらわれる「労働能力の格差」（資本主義的生産関係における「労働力」という物象化＝「能力」を実体(主義)化した「個」という「実体」に内自有化させた錯認）も財産的な格差のみならず「労働能力」というところでの位階という意味での階級の存在がそこにあります。その他個別差別は、差別による労働力市場に参入できない、相対的下位におかれるなどの狭義の障害問題ともリンクする仕方で、「差別の構造」ということを形成していくのです。

これらのこと、マルクスの思想の流れのなかでは、階級闘争を資本主義生産様式のなかにおける搾取という概念から、結局ブルジョア階級とプロレタリア階級の闘いとししました。それは、初期の単純生産においてはそれなりに有効性を持っていたのですが、ローザはマルクスの『資本論』第二巻の拡大再生産におけるマルクスの表式批判をなしました。これは当時「帝国主義論」と言われているところで、植民地支配による収奪や搾取なしには、マルクスの拡大再生産表式は成り立たないと批判したのです。これは資本主義成立時の本源的蓄積概念をおさえる中で、それが資本主義の継続のための、継続的本源的蓄積論としての搾取や収奪の概念として出されたのです。これは植民地の独立の時代——ポストコロニアリズム時代には、グローバリゼーションという概念で、単に植民地支配の理由付けとして機能した人種民族差別だけではなく、帝国中枢国内においても、性差別、障害差別、民族人種差別、中央の地方に対する差別という様々な差別なしには資本主義は継続し得ないという理論に結実しています。

もうひとつ、書き置きますが、ローザは『資本蓄積再論』で、表式をめぐる議論になかで、結局表式化を放棄しました。これは、表式ということ自体が実体主義的なところにおちいっていくことをさけるという意味も持っていたのだとわたしは考えています。ローザがそのことを意識していたかは別問題ですが。

各差別における「ナショナリズム的」運動

「ナショナリズム」とは、民族概念です。そもそも、民族ということで対立・紛争が起きていました。そもそも、民族概念自体があいまいで、「民族とは虚構である」という突き出しさえ出ています。わたしも民族概念を物象化概念から押さえ返そうとしています。だから、そもそも民族という突き出しをするのを止めようという論理さえ出てきます。ただ、民族差別を受けるひとたちがいます。だから、その事の対象化と差別からの解放を求める運動も起きてきます。わたしは障害問題からのとらえ返しで、「「障害者」差別を受けるものが「障害者」である」という一見同義反復的にとらえられる規定の意義を押さえて、民族も「民族差別を受ける者（集団）が民族である」という規定の有効性を突き出していきます。ユダヤ人について民族か否かの論争があるのですが、ナチスドイツのホロコーストにあっているわけで、そういう意味で、民族差別を受けている者（集団）であるのです。ただ、差別されると同時に差別するものとしても現れる構図があります。財産やインテリゲンチヤとしてのかかなり相対的優位の階層として存在することがあるわけです。そういう対立の構図を「ナショナリズム」と押さえて批判しているのです。

これらのことは狭い意味でのナショナリズム＝民族の突き出しだけでなく、他の被差別

事項においても存在し得ます。たとえば、フェミニズムの運動が、白人中産階級の知識人の運動として、民族・人種差別やそして他の差別、そして理論的後発の障害差別においても、「産むー産まないは女が決める」というスローガンが「障害児」の中絶問題として対立的な様相を呈しました。また性的マイノリティ、今日的にLGBTQと突き出している人たちと旧来のフェミニズムとの軋轢も生じてきます。

「なぜ、ローザ・ルクセンブルクは、個別差別を取りあげなかったのか？」

ローザの時代に他の差別の問題はまだほとんど対象化されていず、民族的な本来の意味でのナショナリズムやフェミニズムの問題としてありました。そして、レーニンの民族自決権は、被差別者の民族自決権を問題にし、差別する側のナショナリズムは否定するという論理なのですが、どこでその線が引けるのでしょうか？ ひとつの民族に対して被差別者的にあり、もうひとつの民族に対して差別する側にあるということがあり得るのです。だからこそ、そのような錯綜したところで、民族自決権を突き出していけばどうなるのかということの例示が、ユダヤ人のイスラエル建国によるパレスチナ人への抑圧の構造として端的に現れているのです。ロシア革命においても、ユダヤ人のブントという組織が存在しました。ローザはポーランドの運動の中で、「仲間集団」を形成したのですが、ヨギヘスも含めてローザもユダヤ人で、その「仲間集団」には多くのユダヤ人がいました。ですが、その「仲間」は、時には共闘はしましたが、ユダヤ人組織のブントに入ることはありませんでした。いわば、ローザはそのインターナショナリズムにおいて、ナショナリズム間の衝突の構図をとらえて、そして反戦国際連帯という処での、国家主義的突き出しの陥穽ということをとらえていたが故に、民族自決権の批判をしていたのだと思います。ですが、自治という形で突き出したのは、そこまで明確に言葉化したのかは、あやふやなのですが、国家主義にとらわれない自己決定の尊重というところでの突き出し、もしくはそのことの内包だったのではないかと思っています。

さて、フェミニズムに関しては、当時は男社会に、ローザは男と対等にやりあうというところからむしろ運動のリーダーシップさえとっていたのですが、女性であることを突き出さないことに終始しています。ヨギヘスとの恋愛的・性愛的なところでの、当時のジェンダー意識へのとらわれがあるのですが、それも、ヨギヘスの性抑圧的なところから自立して、同志的關係を結び直しました。これがローザにとってのフェミニズムだったとも言えるのでしょうか？ もうひとつ、クララ・ツェトキンがフェミニズムの課題で動いていて、その間に分業的な関係を取り結び、金銭的援助ということも含めて、ローザはクララの要請で「婦人集会」で演説したり講演したりしています。そして、カール・カウツキーとの家族ぐるみの付き合いから、カールとの対立のなかでも、その連れ合いのルイーゼ・カウツキーとのシスターフッドともいふべき関係を続けていました。

なぜ、ローザは個別反差別をとりわけ突き出さなかったのか、それは、個別差別をとりあげて、そこに集中していけば、そこにとらわれて差別の総体的根源的とらえかえし、あえていえば「差別の構造」のそのものを打つ運動にならないということがあったからだと言えます。もちろん、「自らの被差別で闘えない者は、(広義の意味の)階級闘争(――すなわち差別の構造)を闘うことはできない」という定式があり、それは有効であり、自らの被差別での闘いをくぐる必要があるのですが、ローザは当時まだ課題にもあがってい

なかった障害問題以外では、明らかにくぐっています。当事者の問題ではラジカルなのに、他の問題では差別的だとなり、結局総体的に差別主義に陥る、わたしはローザはそういうところに陥らないで、個別被差別でくぐったところで、反差別というところを確立し、個別差別だけに留まらないで総体的に差別を問題にし、差別の構造というところまで根源的にとらえかえすこととして、闘ったのだと思います。まだ理論的深化というところでのあいまい性はあったにせよ、です。それだからこそ、ローザの継続的本源的蓄積論が、今日の反差別運動の、そして広義の意味での階級闘争の理論として評価されている事態が創出しているのだとも言えるでしょう。

HP 更新通知・掲載予定・ブログのこと

- ◆「反障害通信 107 号」アップ(21/5/18)
- ◆「反差別資料室 A」「反差別資料室 C」も DVD などの他のメディアでの郵送などで対処したいと思っています。横書き版は最後、縦書き版では 2P の連絡先から連絡をお願いします。
- ◆「反差別資料室 C」で、また見れない文書が出ています。とりあえず、タイトルの最後に「反障害通信」の掲載号数を書いていますので、メインホームページの「会報」の当該通信号から見てください。
- ◆「反差別資料室 C」の「文献室」を、新しい本の購入や読書に合わせて、一年ぶりにリアップしました。

映像鑑賞メモ

たわしの映像鑑賞メモ 048

・NHKスペシャル「家族が最期を決めるとき～脳死移植 命をめぐる日々～」21.4.11

21:00-21:50

この番組の情報を流してくれたひとがいて、見ることができました。

レシピエント（臓器移植を受けるひと）の情報はかなり出てくるのですが、ドナー（臓器を提供するひと）の情報は余りでできません。この番組は、ドナー側のしかも、今日改訂臓器移植法の制定で、家族の判断で臓器の提供ができることになったなかで、残される家族の死者への思いから揺れ動く心情をとらえた番組です。

三つの話からなっています。ひとつは子どもが交通事故で亡くなり、脳死が宣言されて、父親が移植によって臓器が他のひとの中で生きることによって子どもが生き続けるということを母親に提起して、母親は迷いつつそれを受けいれていき、そして子どもの同級生の卒業式で、臓器移植をした話を母親がしていく場面が出てきます。

もうひとつは、生き甲斐をもっていた職場が変わり、そのことに悩んでいた父親が子どもに当たるようになって別居していたところ、父親が自死して、母親が贖罪の意識にかられていたところ、母親が父親が臓器移植の意志表示していたことを思いだし、臓器の提供をしたという話です。

三つ目は、実は、バランスをとろうとしたのか、子どもを交通事故で亡くした母親の、臓器移植しなかった話です。これは、死に関してよく言われること、「ひとは二度死ぬ、ひとつは肉体的な死であり、もうひとつは、周りのひとの記憶からそのひとが亡くなるときだ」ということで、母親の思いのなかで子どもが生き続けていることなのですが。わたしはねこれがそもそもオーソドックスな死者への思いだったのだと思っていました。

さて、脳死臓器移植のそもそもの問題点は、そもそも臓器移植のために「脳死をひとの死」と規定していくことから始まっています。体がまだ温かいのに、臓器を取り出し、ドナーに死をもたらします。そもそもは、心臓の停止、呼吸の停止、脳波の停止、細胞が死に向かって壊死していくそのことをもって死とされていたのを、脳死を軸に据えて、いくつかのテスト（それ自体が死をもたらすことも含めて）や準備作業が死をもたらすことも含めて、臓器移植が進められていくということがあります。そもそも、脳死判定をされたひとが生き「帰り」、生き続けている事態がいくつも出ているのに、なぜ脳死臓器移植が進められるのか、どうしても理解できません。

そして家族の臓器移植の承諾・決定を生み出していく言説があります。それは、「いのちのリレー」とか「子どもの臓器が他のひとのなかで生きていくことによって、亡くなったひとが生きていく」というような錯覚とか言い様がないことが、いったい誰が言い始めたのか、わたしはつかめていないのですが、そのような非論理的な話にドナーの家族がとらわれていくということです。

これから先の話、講演会とか本とか読む中でわたしが得た知識、ほんとは文献を示しつつ、どこまでがその文献の話で、どこからがわたしの意見なのかをはっきり区別して書いていくことですが、そもそもこのようなことあいまいなまま、新たに論を形成していくことなので、あえて、わたしの現在の考えとして書いていきます。

そもそも身体（註1）の部位は、身体総体の分節です。切り離した場合、新たなホメオスタシスを形成し身体が生き続ける場合もありますが、その部位がなくなることによって身体総体の死を迎えることもあります。その部位は、身体総体の死のなかで部位も死んでいきます。ところが、それを「医学の進歩」と称して、他の身体のなかに移植する技術を創り出しました。他の身体の部位を移植すると、移植された身体はその新しい部位を拒絶する免疫機能を働かせます。それを抑制する、免疫抑制剤を創り出すことによって移植を可能にしたとされます。

そこで、「命のリレー」とか「臓器移植で、そのひとのなかで死者が生き続ける」ということはどういうことを意味するのでしょうか？ その論理が成立するには、移植された臓器が、人格をもっているということではありません。移植される臓器も生命体ですが、それは人格であるとか「その人格の分節である」（「人格の分節」などという概念は実は存在しえないのでしょうか）であるなどということ、そのようなことに近い論理が成立するのは、元の身体の一部であることが必要であるわけで、元の身体から切り離された部位に人格があるとは思えません。もし、そのようなことがありえると仮定したら移植された部位が、移植された先の身体を乗っ取ろうとする、そしてそれに対して乗っ取られる恐れがある身体がそれを拒否しようとするのが免疫機能だという恐ろしい話になっていきます。そんな仮定が成立するなら、臓器移植は許されるはずもないことです。これらのことには、

「仮定は否定である」というヘーゲルの規定を適用せざるをえないことです。

仮定の話から外れて、現実の話を書きます。移植される臓器も生命体ですが、実はその臓器をモノ化することによって可能になるのです。これは、実はその実態がまだ体系的に明らかになっては来ていませんが、現実に進んでいる臓器売買の話、すなわち臓器の商品化というモノ化ということによって明らかになってきています。その臓器のモノ化は、そのことを通して、ひとそのもののモノ化になってしまっているのです。だから、そのようなことの批判を避けるために、臓器の売買、商品化を禁止しているのです。

さて、この番組の話に戻るところですが、わたしはその家族思いの分析をしたくありません。問題はおかしい言説を広めた臓器移植を推進するひとたちの言説の批判なのです。

さて、この番組は家族の決定を問題にしています。そもそも自己決定ということで、これ自体も欺瞞なのですが、進められてきたことを更に、本人の自己決定も無視して、家族の決定にすり替えています。以前、朝日新聞のコラムで、フェミニズム社会学の上野千鶴子さんが、高齢者が介護保険を使って老後の生活を送ろうとするとき、障害になることがある。それは家族だ。というようなことを書いていました（註2）。家族は、まさに利害関係者なのです。

誤解のないように書いておきますが、この番組に出てくるひとたちに、このような家族内のエゴイズムというようなことがあったわけではありません。しかし、現実には臓器移植をめぐる家族の決定ということが、何をもたすかをきちんと考えておくことが必要だと思えるのです。

この番組は、かなり問題点をとらえようとしているのですが、やはり、ジャーナリズムの中立性にとらわれて、問題を掘り下げていません。その問題を掘り下げるために一石を投じておきたいと、文を起こしました。

註

1 身体論も勉強し始めていたのですが、「身体とは関係の分節である」という提言に出会って、それに納得したまま、多くの課題とともに棚上げしてしまいました。身体ということばを使うと、精神と身体という対比なのですが、わたしは身体を「肉体と精神との統一としての身体」としてとらえています。

2 上野さんは介護保険制度や福祉制度を過大評価していると感じています。実際に、それだけで、「文化的に生き」、もしくはそもそも生き得るようにはなっていません。

たわしの映像鑑賞メモ 049

・VIDEONEWS.COM INTERNET-TV インタビュー対川田昌東「トリチウムの人体への影響を軽くみてはならない」2021.4.17

[VIDEO NEWS - ニュース専門ネット局 ビデオニュース・ドットコム](https://www.videonews.com/)

[トリチウムの人体への影響を軽くみてはならない\(河田昌東分子生物学者\) -インタビュー 無料放送 \(videonews.com\)](https://www.videonews.com/interview/20210417-01/)

政府が閣議決定でフクシマ原発事故処置のなかで大量に出てきている「トリチウム水」

を海洋に流すという決定をしました。この問題で、「VIDEONEWS.COM INTERNET-TV」(インターネットテレビ)が、分子生物学者の川田昌東さんにインタビューしたビデオです。

ビデオを見てもらうと良いのですが、インターネットを見れないひともいます。また、字幕も手話もついていません。また、障害問題で、もう少し差別について考えて欲しい表現もあったりしました。で、この問題で電力会社抗議行動で配られた文書でよくまとまった文も参照にして、一応わたしサイドで簡単にまとめてみます。

「トリチウム水」と書きましたが、アルプスという装置を通した「処理水」＝「トリチウム水」としているのですが、処理しきれない核種がトリチウム以外にも多々あります。いままでタンクに溜めてきたのですが、それがいっぱいになったから水にうすめて流すと言っているのです。意味不明です。水にうすめても流す時間と分量が増えるだけで、元々の核種の量自体は同じです。どういう形でか、「水俣病」のように集積される可能性がまったくないとは言えないし、またそもそも事故を起こし、またそれ以前から以後にも、そもそもタンクはまだ作れるのに何故流すという方針を出すのか、これはフクシマ原発事故が津波によって起きたという政府——東電の主張によれば(地震による配管の破裂説との対話がなされていません)、お金がかかるというところで堤防のかさ上げをしなかったことの二の舞でしかありません。

政府は、トリチウムは現実に運転している原発でも出ていて、海洋放出していると言っているのですが、そもそもこれ自体もおかしいのです。トリチウムの危険性が指摘されているのに、それに対する反論をきちんとしていないのです。その上に、事故後デブリに直接あつた汚染水で、取り切れない核種も流すのはどう考えてもおかしいのです。そして、東電が事故を起こしたこと、そしてそれ以前と以後の隠蔽体質や、最近明らかになったように原発への入場者へのIDの不正使用など、「事業者能力」がそもそもないことからして、実際に何が行われていくか、わかったものではありません。

トリチウムの危険性の指摘、実際の被害の話もいろいろ指摘されているのですが、そもそも全ての問題に言えるのですが、ちゃんと答えようとしません。政府・東電の主張は「被害はない」といういい方までするのですが、「科学的」な粉飾をこらすときには、フクシマで甲状腺癌被害が現実に出ているときに、「被害との因果関係は認められない」という言い方するように誤魔化すのです。この「科学的粉飾」、その一つとしての因果論というのは、もはや科学の名に値しない理論なのですが、それをいまだに使っているのです。科学・哲学的なところでは、物理学のニュートン力学的なところから量子力学へのパラダイム(基本的な考えの枠組み)転換が起きたように因果論などではなく、相作的関係論なり、函数的連関の関係論としてきちんと論理的な議論をしていくことです。わたしは政府・企業専門家とそれを批判する学者や理論的なことをきちんと押さえた運動家とのオープンな議論を徹底的になしていくことが必要なのだと思っています。そして被害がでることに関しては、説明責任は「加害者」側にあり、「きちんと説明できないものはやってはならない」という原則を立てることです。これは、(いろいろ問題ありと批判されていて実際的にも問題ありなのですが、それでも意味のある)「アメリカ障害者差別禁止法」がかちとった考え方です。

インターネットへの投稿から

2021.4.15 橋下元大阪市長・元大阪知事の放言

橋下元大阪市長・元大阪知事がテレビに出て、いろいろ発言しているのですが、本人も自覚しているようなのですが、元地方自治体の首長として、一応「責任をもって」活動していたひとが、何も責任を取らない発言をしていくのは、まさに無責任の極みの放言なのです。どうしてそんなことができるのかがそもそもわかりません。

さて、昨日（4月14日）TBSBSの「報道1930」に出演して、およそ、弁護士出身とは思えない非論理的な放言をしていました。まず、コロナウィルスの対策は行動制限とワクチンしかないと最初に言っていたのですが、後から、検査の話を持ち出して、検査は検査を強制できないかぎり意味がないという話をし出しました。「どこでも、いつでも検査」というのは、それで陽性になるひとは少ないのだから意味がない」という話です。どうも、現在検査をどのように効率的に進めていくのかという議論をちゃんと押さえていないようなのです。「医療機関、高齢者施設で定期的に検査を進める態勢を」とか、いろいろ具体的な提言が出ています。それに、プロスポーツが検査を定期的にやりながら開催して、陽性者がでるとその選手と濃厚接触者を休ませて、開催を続けているという事態もしらないのでしょうか？ 橋下さんの一押しの吉村大阪知事が学校での部活動の停止や、大学でのウェブ授業の要請とか言っているのですが、そこで定期的検査をして、予防処置をして、なんとか通常の活動を続けて行くのかということとは思いつかないのでしょうか？ 「動くなら検査を」をです。あの悪名高い、GoTo キャンペーンも、どうしてもやるというなら、せめて検査とセットにすることはなかったかと言ええることです。

さて、橋下さんはさかんに、コロナ対策で強制的措置ができないのが問題だから、強制的措置ができる法制度を作る必要があるという話をしているのです。このひとは、「政治とは権力の行使である」という考えの持ち主です。わたしには、コロナウィルスの問題を利用して、強制できる政治を作ろうとしているのではないか、それってまさにファシズムそのものではないかという恐ろしさを感じたのは、わたしだけでしょうか？

2021.4.17 原発事故汚染水海洋放出問題

2021.4.16BSフジのプライムニュース、テレビの番組表表題「“処理水” 海洋放出へ海の安全と風評被害は中韓国“強い不満” 表明」を観ました。最近、テレビ局は、政府擁護と政府批判に分岐していて、この番組の表題自体に疑問を感じるのですが、それはとりあえずさておきます。コメンテーターとして出ていたのは、自民党の下村博文政調会長、田中俊一原子力規制委員会元委員長、もう一人は、小松正之元水産庁（漁場）資源課長です〔括弧内は、フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』で補足〕。前の二人とタイトルを見ると、どういう意図でセットした番組かわかるのですが、小松さんの正論が、まさに二人の話を論破していたので、それを書き置きます。わたしが押さえた論点は二つです。一つは、そもそも原発の通常運転の際に、「処理水」（トリチウム水）を流しているのだから、海洋放出を批判するのはおかしいという話です。ですが、そもそも事故を起こしたのに原発の再稼働をし続けていて、それで世界の世論がどうなるのか考えないのか？ という話です。わたしは、そもそも、他の国も国内の他の原発もこんなに流し続けているとい

うなら、もう原発それ自体を全部止めようよという話になっていくのだと思うのです。

もうひとつは、「そもそも原発総体の周辺の漁場の魚がへっているという事実がある。これをどうとらえるのか、きちんと調査をするべきだ」という主旨の話を小松さんがしていました。まさに、元官僚としての専門領域からの提言です。

そして肝心なことは、そもそも、ちゃんと調査や論究しないという問題があります。それは原発事故の後の甲状腺癌の多発で、「因果関係は認められない」という話をしていることに端的に表れています。そもそも因果論自体が、今の時代の科学知ではないのです。今、全ての科学でパラダイム転換ということが起きています。因果論というのは、物理学では量子力学の時代になっているときにニュートン力学を大学で教えるようなことです。確率函数的な知見で、ちゃんと調査をしていくことが、今必要になっているのだと、この番組を観て、改めて思っていました。

そもそも、なぜ、放出しようとするのか、「もう限界」という話ですが、どうも政府見解では、そのことをあいまいにしているのですが、わたしにはお金の話としか思えません。そもそも、政府見解では、堤防のかさ上げをしなかったから、この事故が起きたという話ですから、当初想定外と言っていました。ちゃんと想定しているひとがいたのに、お金の問題で握りつぶしたのです。このことは一連の裁判であきらかになってきました。そのことをちゃんと押さえ、反省をしないからおかしなことを繰り返すのです。

2021.5.7 バッハ IOC 会長の「日本人は忍耐強い」発言

バッハ IOC 会長が、「日本人は忍耐強い」という話をしたらしいです。これは、「日本政府は IOC の言いなり」——「日本人は政府の言いなり」だという主旨の発言にわたしはとってしまうのですが、日本には「堪忍袋の緒が切れる」という諺があるのを知らないようです。

コロナに感染して、自宅療養していて、具合が悪くなって、電話をしても入院先が見つからないとして、死んでいっているひとが出ている状況がわかっていないか、わかろうとしていないようです。そして、医療関係者が、助けられる助けられた命を助けられなかったという悲痛な思いで、取り組んでいる状況があり、そして「医療は限界 五輪やめて！」「もうカンベン オリンピックむり！」という声があがっていることも。

#オリンピックよりいのちが大切

「参加する選手にワクチン打つ」という案が IOC から出ているようですが、ボランティアとかどうするのですか？ まだ高齢者にも打ち終わらないのに。一日 500 人の医療関係者出せば、医療がしわ寄せを被ります。「人類がコロナに打ち勝った証しとしてのオリンピック」という虚言どころではなく、「殺人オリンピック」になってしまいます。

2021.5.7 #オリンピックよりいのちが大切

どちらが大切かというような、二分法自体を批判してきたのですが、そんなことも言ってもらえなくなっています。

日本政府は最初の緊急事態の発出をオリンピックの開催ということで遅らせ、水際対策

に失敗しました。そして2回目の緊急事態宣言も、オリンピックの聖火リレー出発に合わせて収束させ、再び感染の広がりや医療の逼迫の中で、3度目の緊急事態宣言に至っています。

作為の失敗は経済(GoTo キャンペーンなど)とオリンピックからみです。オリンピックの聖火リレーでクラスターが発生しているのに、止めようとしていません。札幌でまん延防止処置を求めているのに、オリンピックの試験走行と称してハーフマラソンを実施しています。一方で、不作為の失敗は、水際対策の失敗、必要な検査を広めるということをして口先だけで、実施していないこと。逆に、短期集中と称した緊急事態宣言で、東京の連休中の検査が4分の1というありさまです。口先だけ政治を続けていて、自粛を求めるばかりで、やるべきことをやっていないのです。

こんな中で、医療従事者の人手が取られる、病院も体制が必要になるオリンピックを開いたらどうなるのでしょうか？ そこで医療が足りなくなって死んだひとがあると、作為・不作為の殺人です。オリンピックにさくひととお金を医療とコロナ対策に、注ぎ込みましょうー

民衆の世論形成で、オリンピックの中止を一SNS デモを広げましょうー

(編集後記)

◆今回、前回の読書メモに比べて少しページ数を減らしたのですが、他のところが増えたので、また相当な分量になっています。少しずつ元の分量に戻す予定です。

◆今回の巻頭言は、「障害者権利条約」について、過大評価とそれを軸に運動を進めようとしているひとがいて、きちんと提起しておきたいと文章にしました。以前に雑誌に投稿した文と本文とかなり重複しているのですが、校正しなおすと引用文に手を入れるしかなく、そのままにしています。

◆次回巻頭言は、そもそもオリンピック自体の批判をしておきたいと文を考えています。国家の威信の発揚としての性格、スポーツの政治利用としてのオリンピック批判です。

◆「読書メモ」は、ローザ学習の続き、一応最後の予定でしたが、また二冊購入しました。この読書メモは相当後になります。今、グラムシに入っているのですが、当初のイメージと違って、読み飛ばすことになっています。もう一度読書計画を立て直します。グラムシの六巻本は、なんとか次回までに読み終え、読書メモも書き終える予定ですが、貯蓄がなくなっているため、「通信」の発行自体が遅れるかもしれません。

◆映像鑑賞メモは、脳死臓器移植問題の映像とフクシマ原発事故の汚染水問題。前者はずっと学習してきたこと、その「成果」として少しまとめてみました。後者は問題点提起となっているのですが、本文中にも書きましたが、手話も文字もないので、批判としてはもっとまとまった文を入手したので、見たい方には送るようにします。

◆インターネットへの投稿からは、ファシズムの芽的な橋下元大阪府知事・元大阪市長の

批判と汚染水問題、コロナウイルスの問題です。コロナは緊急事態宣言を出して、短期集中と言っているのに、東京の検査数は逆に4分の1とかいう数字が出ていました。菅首相も小池都知事も「人流を抑制した」とか言っているのですが、1年前のことをもう忘れていたのですね。あのときは、80%減らさないと押さえ込めないと書いていたのに、今回は30~40%しか減っていないのに、変異株も出ているのに、押さえ込めるわけがないのです。不確定要素のあるワクチンに頼り切って、検査を減らすということで、失敗したらどうなるか、考えてもいけません。

◆全日ろう連が「国家の手話言語訳」とかに取り組んでいるようです。今年の4月号機関紙で初めて知ったのですが、5月号にはもっと大きな見出しになっていました。「君が代」ってどう訳するのでしょうか？ 明治憲法の時代に初めて国歌的に使い出したこと、その時代は、「君が代」は「天皇／代(時代)」となっていたのですが、「君が代」を国歌として法制化するとき「君(あなた)／代(時代)」とごまかして法案を提出したのです。そのあたりどう訳するのでしょうか？ この法制化は、国旗・日の丸とともに、そもそも強制をしないということで法制化にむりやりこぎ着けたのですが、その後文部省の通達で、教員への弾圧としていろんな強制をしてきて、教員への処分があり、裁判にもなって、一部教員側の勝訴にもなっています。ごまかし政治の象徴のようなことです。

もうひとつ、5月号には、オリンピックの聖火リレーに参加するろう者の名前と地域との一覧表が掲載されています。オリンピックの聖火リレーは、コロナウイルスの感染拡大と森会長の「わきまえる女性」発言で、辞退者がかなり出ていました。芸能人も、「スケジュールの都合がつかない」と次々に辞退するひとが出ていました。今、そもそもオリンピックを開くことがコロナウイルスの拡大のなかで医療を逼迫し死者が出るのではないかと、「オリンピックよりいのちが大切」ということがSNSで出ています。スポーツ選手からも議論が必要とかいう意見も出て来ています。そういうときに、時間的なズレもあるのですが、名前まで出して、聖火リレーの参加者を「機関紙」に載せるという感性がわたしには理解できませんでした。

全日ろう連は大きな団体で、だいたい最大公約数的な方針が出ている(それ自体の是非はさておき)と感じていたのです。きっといろいろ議論をしていたらそうなっていくのかなという方針だったのですが、コロナ下でちゃんとした議論がなされなくなったのでしょうか？

わたしは障害問題とは結局差別の問題だと考える立場で、全日ろう連は手話が言語として認められてこなかったということで、基本的そのような立ことに共鳴していたのですが、今見ていると、「わたしたちは差別されたくない、差別する側になりたい」という運動になっているのではないかと感じてしまっています。

◆わたしが、ライフワークしていることの文章化として、「障害関係論原論序説」と「反差別原論序説」を構想し一部書き始めているのですが、まだ本格的に書き始めるには至りません。なるべく早く取りかかりたいと思っています。

反障害－反差別研究会

■会の方針

「障害とは何か」というところでの議論の混乱が、「障害者運動」の方向性を見出していく作業を妨げています。イギリス障害学が障害の医学モデルから「社会モデル」への転換をなそうとしました。しかし、もう一段掘り下げた作業をなしえぬまま、医学モデルへの舞い戻りという事態が起きているようです。また、各国で差別禁止法とか「解消法」が作られています。そこでのモデルは結局医学モデルでしかない状態です。この会でやろうとしている議論・研究は、障害問題を解決していくための「障害者運動」のための理論形成のためにあります。会としては「社会モデル」から更に、関係モデルへの転換を提起しています。実は、日本の「障害者」の間では、既にこの議論を先取りするような議論もなされていきました。そのことが整理されないままになっています。改めてそれらのこともとらえ返しなが、議論をすすめて行きたいとも思っています。また、障害と差別はかなり重なる概念です。他の反差別運動の中での議論や認識論的議論も織り込みながら、議論を進め理論形成していきます。そして、「差別はなくなる」とか「社会の基本構造は変わらない」という意識が、今のこの社会を覆っていきます。そういう中で、今の社会の枠組みに限定した議論になっていき、そのことが論の深化を妨げる事態も生じています。だから、過去の社会をかえようという運動の総括も必要になっています。そのことにも、差別ということをキー概念としなが議論していきたいと考えていきます。

■連絡・アクセス先

Eメール hiro3.ads@ac.auone-net.jp (三村洋明)

反障害－反差別研究会 HP アドレス <http://www.taica.info/>

「反障害通信」一覧 <http://www.taica.info/kh.html>

反差別資料室 C <https://hiro3ads6.wixsite.com/adsshr-3>

ブログ「対話を求めて」 <http://hiroads.seesaa.net/>

反差別資料室 A <https://hiro3ads6.wixsite.com/adshr1>